

松本市子どもの権利擁護委員

こころの鈴 活動報告書 2016



松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

松本市では、平成 25 年 4 月に「松本市子どもの権利に関する条例」を施行しました。そして、すべての子どもにやさしいまちづくりを目指しています。

- 1 どの子どもいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子ども愛され、大切に生まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができるまち
- 3 どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子どもいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち

【松本市子どもの権利に関する条例 前文より】

はじめに

松本市子どもの権利擁護委員
北川 和彦

子どものための権利擁護機関「子どもの権利相談室 こころの鈴」が開設から5年目を迎え、ここに平成28年度の活動を報告させていただきます。

各種関係機関の皆様におかれましては、子どもの権利へのご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

平成28年度は相談も増え、多くの時間を割き、継続して相談事案について検討をしてきました。子どもたちは、友人との関係や家族との関係、先生との関係に、どうしてよいかわからなく悩んでいます。そんな時は、相談員が子どもの気持ちを想像し、真の悩みを聞けるように努力をしています。学校や家庭の立場を離れた子どもと一緒に、どんなことでもじっくり考えながら話を聴くことで、その中で悩みが見つかり、解決方法が見つかっていきます。子ども自身の気持ちが整理でき、相手に話をしてみる気持ちになって、自分で解決していく姿もありました。

私たちを含め、大人のよかれではなく、子どもが考え決めることを探すのが相談の第一歩です。子ども自身が課題を乗り越えていくことを支え、もし、その先に、失敗や困難があっても、相談室では一緒に考え支え続けていきます。

私たちは、すべての子どもが安心して自分らしく主体的に生きられることを願っています。

も く じ

はじめに

I	松本市子どもの権利擁護委員よりメッセージ……………	1
II	松本市子どもの権利擁護委員制度について……………	5
III	相談状況、調整活動について……………	9
IV	申立て・自己発意について……………	20
	参考資料：平成 26 年度、27 年度、28 年度 相談実績（延件数・実件数）	
V	広報・啓発活動……………	25
	参考資料：こころの鈴通信 第 4 号～第 6 号	
VI	研修・会議……………	41
VII	松本市子どもの権利相談室 こころの鈴 相談員よりメッセージ……………	43

参考資料 松本市子どもの権利に関する条例
松本市子どもの権利に関する条例施行規則
平成 28 年度 名簿／事務局

I 子どもの権利擁護委員より メッセージ

『こころの鈴の果たす役割』

子どもの権利擁護委員 北川 和彦

こころの鈴が立ち上がって4年が経過しました。

相談件数は370件前後が2年続き、制度としてようやく落ち着いてきました。

事務局のバックアップもさることながら、この間の調査相談員が、広報活動を含め熱心に取り組み、特に相手の気持ちに寄り添った相談に努力されていることが大きいと思います。

相談は、リピーターが多く、1人の相談が20数回に及ぶこともあり、1回の面談が2時間以上になることもあります。最初から悩みを話してくれることはまれで、本当の悩みが相談の最後になってようやく明かになることもあり、どんな相談でもまず十分に聞き取るように心がけています。

多くは相談者が自身で気付くなどして終わりますが、相談者が次のステップを希望される場合は、同意を得ながら、調整活動に入ります。

子どもと保護者、子どもと学校などとのトラブルは、第三者が入ることによって冷静さを取り戻し、その子にとって何が必要か判断でき、双方の関係を調整できます。

調整活動のポイントは、相手（相手の子ども、保護者、学校関係者など）を攻撃しないことです。

子どものために熱心になる余り、学校や保護者や相手の子どもを攻撃しがちになりますが、トラブルが起きる背景が重要であり、背景を探る努力をしながら調整に努めています。

調整する場合の基準は、対象の子どもにとって何が必要か、何が最善の利益かということで、この点において保護者や学校も一致ができると思います。

今年度は、155件の実相談件数中22件を調整し、それなりの結果が得られました。

他方、関係調整には、教育委員会他の市役所の各部署などとの連携が必要ですが、今年度は、教育委員会との懇談会も実施させていただくなど、各部署にこの制度を理解していただくようにしてきました。

このような取り組みは、今後も続けていきたいと思っています。

今年度の特徴として、以下の4点をあげたいと思います。

1 子どもの自宅近くでの面談の実施

面談は大手事務所で行っていますが、緊急性があったため、子どもの自宅近くの市の施設で面談をし、問題が回避されたケースがありました。

子どもに身近な基礎自治体に相談・救済制度を設けたことのメリットです。

2 保護者からの相談が多いこと

保護者からの相談が60%と、子どもからの相談より多くありました。

保護者の悩みは、良く聞いていくと、配偶者、実親、義理の親等との関係に及ぶことがあります。

家庭内でのトラブルは確実に子どもに影響しており、これらの悩みを聞いて相談者自身に考えて頂くことで、子どもに対する間接的な支援となります。

3 学校と子どもや保護者とのトラブルが相当数あること

学校や教員とのトラブルが合計17%と目立ちました。

こころの鈴は、教育委員会や学校側の協力が得られており、このような調整もできるようにな

ってきました。

最近、教員と児童生徒との関係に悩んで、学校側からこころの鈴に相談をいただくことも増えてきました。

どの相談・救済制度も学校との関係でつまづくのですが、こころの鈴は、この点うまくいっているように思います。

4 発意による子どもの権利救済

今年度は、子どもの権利擁護委員から発意し、調査の結果、意見表明を行った案件がありました。申し立てという形でなくても、子どもの権利擁護委員は、子どもの権利に関わる状況と判断した場合は、自ら発意案件として、情報収集を行い、要望や意見を言うオンブズパーソン活動も認められています（子どもの権利に関する条例第17条）。

事案の詳細は明らかにできませんが、今回の案件を通し、子どもを育成する過程では、子どもに十分情報提供を行い、子どもが疑問や意見を自由に述べ、それに耳を傾けられる機会を提供することや、子どもたち自身が納得して、自ら選択した道に進む意欲を高められるようにすることが大切だと感じました。

5 今後

この4月に仙台市の中学2年生の男子生徒が自死した問題で、その男子がいじめ被害の他に教諭から体罰を受けていたとの報道があり、5月には茨城県取手市で2年前に中学3年女子が自死した件で、市教育委員会がいじめを確認できず、法の定める重大事態に該当しないとした議決を撤回したとの報道がありました。

子どもの自死の報道に接して思うのは、誰かに悩みを告げていたら自死に至らなかったのではという無念な気持ちです。

学校はいじめの発見に大変な努力をされていると思いますが、いじめによる自死は一向に減りません。

いじめの発見には、子ども自身が悩みを相談する相手が必要です。

こころの鈴は、その受け手として、子どもの心の声をすくいあげる機関になりたいと思います。

調査相談員は、決して各種の専門知識がある訳ではありませんが、子どもの声を聞く技量、意欲は他に負けません。こころの鈴は、子どもの心聞き、必要に応じ専門機関につなげていく、松本の子どものたちの問題解決の橋渡しの機関になりたいと思います。

現在、子ども条例に基づく相談・救済の公的第三者機関は全国に31自治体設けられていますが（平成28年4月1日現在）、長野県内の基礎自治体（市町村）には松本市以外には存在しません。

こころの鈴には周辺市町村在住の子どもや保護者からも相談の電話が来ますが、応じられませんが、松本市から親の転勤等で出てしまうと、相談を受けられません。

他の自治体にも子どもに関する相談窓口は多々あると思いますが、松本市のような子どもの権利擁護の立場にたった窓口が是非とも必要です。

長野県には、平成26年7月に子ども支援センターが子ども・家庭課に設置されました。

県内は広いので、本庁だけでなく、各地域振興局にも相談窓口を設けていただきたいし、基礎自治体に同様の機関を設置するようリーダーシップをとっていただきたいと思います。

こころの鈴は、これらの他の自治体の機関と連携し、より実効性のある相談救済制度にしていきたいと思っています。

『「子どもの日」に ―受け身から主体へ―』

子どもの権利擁護委員 平林 優子

「子どもの日」に総務省は毎年4月1日現在の日本の子どもの数を発表します。近年は少子化に歯止めがきかない現状について論議されています。テレビでは、子どもたちに「どんな夢を持っているの？」とインタビューしていました。子どもたちには豊かな夢をもって、いろいろなチャレンジをしてほしい、生き生きと過ごし、成長してほしい！と思います。夢といえば、「松本市子どもの権利に関する条例」は、「すべての子どもにやさしいまち」であることをめざし、子どもたちが尊重され、個性を活かして生き生きと過ごせるまちの姿を6つ挙げています。何度読んでもすてきです。特に最近「どの子もいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても、再挑戦できるまち」というフレーズにグッときています。遠回りしても、足踏みしても、着地失敗と思っても、また何度でもチャレンジすればいい、自分らしさを見つけていけばいい、そうしていいんだと皆がわかり合え、必要ならお互い手を伸ばし合えるまちということですよ。こんなまちなら、大人も子どもも豊かに夢をもって生きられる。そんなふうに思います。

さて、端午の節句にちなんだ「子どもの日」は、子どもの健やかな成長を願い、国民の祝日とされていますが、日本の「子どもの権利」に関わる大きな出来事にも関係していることを忘れてはならないと思います。1951年5月5日「児童憲章」が制定されました。

われらは、「日本国憲法」の精神に従い、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は人として尊ばれる

児童は社会の一員として重んぜられる

児童はよい環境の中で育てられる

「児童憲章」は、上記のような前文を挙げ、続いて「すべての児童は・・・」と、子どもを主語とした12ヶ条を定め、すべての子どもが幸福になる存在であることを示しています。「憲章」なので、政策や制度をつくる上での理念や基本方針のようなものでしょう。子どものこのような存在を認識し、子どもの幸福を実現できるように、戦後の教育や福祉の充実がはかられてきたのですから、「子どもの日」には、この児童憲章から出発した日本の「子どもの権利」について、毎年もっと取り上げてほしいなと思います（2017年5月5日の新聞では、憲法施行70年に関連して「子どもの権利」が大きく特集されていました）。

でも、私は12ヶ条の表現には少しひっかかってしまいます。子どもを主語としてはいるのですが、子どもは、「みちびかれ」（3回）、「保護され・守られ」（4回）、「与えられる」（4回）（数字は出現回数）存在として表現されています。子どもは未熟で弱い存在だから、その権利は「大人が」守り、導いていく受動的なものであり、大人と子どもは対等ではないといった印象を受けます（そもそも「児童憲章」には「権利」とは書いていません）。

1959年「児童の権利宣言」（国連）を経て、「子どもは、子ども固有の主体的な権利を持つ存在」であることが明確に示されたのが、1989年に成立、日本は1994年に批准した「児童（子ども）の権利に関する条約」ではないかと思います。「松本市子どもの権利に関する条例」の土台になっていま

す。「子どもの最善」のために、「保護され、守られる権利」もひとつの主体的な権利として説明し、また、子どもが情報を得て、考え、選び、参加し、表現する権利も含まれています。子どもには保護も必要ですし、導くことも必要ですが、それは「子どもが子どもの権利を行使するため」なのです。

子どもが「主体的な権利を持つ」と言うと、「子どもが権利と言って自分勝手な主張をする」という意味にとられることがあります。それは違うと思います。「子どもの最善」のためには、「皆が同じように権利を持っていることを理解し、尊重しあって社会を作る力を発揮できるように成長する権利」も持っているのです。大人がそう決めたから従うのではなく、それぞれの権利を尊重し合える力を持てるように大人がサポートするのだと思います。

私は松本市子どもの権利擁護委員となって2年になろうとしています。不勉強な私は、「権利擁護委員」を、子どもの権利が明らかに脅かされた時に、権利を守る、代弁する役割と解釈して出発しました。私の中でも子どもは弱い存在だから守ってあげるしくみや役目が必要なんだなという認識だったかと思います。

でも、擁護委員会会議で、ひとつひとつの相談の中にある「子どもの権利」とその「擁護」のあり方について、皆で検討することを繰り返す中で、「子どもの権利」や「擁護」の深い意味をもっととらえないといけないとつくづく感じています。「子どもの権利」が脅かされる様相は様々で、一見子どものために良さそうなことの中にも存在します。相談されている内容と気をつけなければならないことが別である場合もあるように思います。相談者も相談される側も一緒に見つけていく作業も必要です。「擁護 advocate」は、「侵害するものから守る」「代弁する」という意味がありますが、「その人がうまくいくように手助けする」「提案する」という意味にもなるそうです。当然ですが、「～してあげる」は大間違いでした。擁護委員会会議では、ジグザク曲がりながら進むことになりそうだなと思う相談にもたくさん出会い、皆が頭を寄せ合っています。それでも進んでいく先だけは、全員わかっているように思います。子どもたちにとって、最もよい道を、子どもたちが「自分で見つけた」と思ってもらいたい、子どもたち一人ひとりが「自分は大切な存在で、今ここにいる」と感じてほしい、ということだと思っています。

「こころの鈴」の相談員の方は、子どもが自分の気持ちに気づき、考え、決めていくこと、助けを求め、それを力に子ども自身が主体であることに向かい合っていく過程に、ご家族や学校の先生とともに、あるいは関係機関とともに寄り添う仕事をされていると思います。擁護委員としても、子どもが主体であるように、一つひとつのケースにある権利の有り様がみられるように、「擁護する」しっかりとした視点や視線を養うように努力しなければと思います。

「安心して話をしてください。安心して寄り添ってもらってください。一緒に考えましょう。今考えたくなければ話していきましょう。」と「こころの鈴」は呼びかけています。そうすることで、ご家族や子どもたちが自分の気持ちに気づき、力を蓄え、子どもが自分らしく道を見つけていく一歩になっていることを是非知ってもらいたいと思います。

「子どもの日」に、改めて、子どもたちが主体として、自分の気持ちや意見を語り、それに耳を傾けられ、夢をもって自分を表現できるそんなまちをつくらないといけないなと思いました。

Ⅱ 松本市子どもの権利擁護制度について

1 設立の経緯

松本市では、平成 21 年から子どもの権利に関する条例の制定について検討を重ね、平成 25 年 4 月に「松本市子どもの権利に関する条例」（以下「条例」という。）を施行しました。

条例の目的は、子どもの健やかな育ちを支援し、子どもの権利を実現していくために、市やおとなの役割を明らかにするとともに、子どもにかかわるすべてのおとなが連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めることです（条例第 1 条）。

松本市に在住、在学、活動するすべての子どもたちは、差別や虐待、いじめやその他の権利侵害を受けたとき、又は受けそうな状況に置かれたとき、その子ども自身が必要としている相談や救済を受けることができることと約束されており、子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済に取り組み、回復を支援するために、松本市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」という。）を設置しました（条例第 15 条、第 16 条）。

そして、子どもの権利の擁護に必要な支援を行うため、子どもの権利相談室「こころの鈴」を設置し（条例施行規則第 12 条）、多くの子どもたちや保護者、子どもに関係する方々などの相談を受け付けています。

擁護委員と子どもの権利相談室「こころの鈴」は、両輪となって子どもの権利を擁護するとともに、権利を侵害された子どもを速やかに救済し、子どもの最善の利益を保証するために活動をしています。

- 平成 25 年 4 月 松本市子どもの権利に関する条例 施行
- 平成 25 年 7 月 17 日 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」開設。相談を開始

2 松本市子どもの権利擁護委員について

(1) 職務（条例第 17 条）

- 子どもの権利侵害に関する相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援を行います。
- 子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てを受け、又は必要があるときには自らの判断で、子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告・是正要請、意見表明を行います。
- 勧告・是正要請や意見表明を受けてとられた措置の報告を求めます。

(2) 公表（条例第 18 条）

擁護委員は、必要と認めるときは、勧告・是正要請、意見表明、措置の報告を公表することができます。

(3) 尊重（条例第 19 条）

市の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援します。

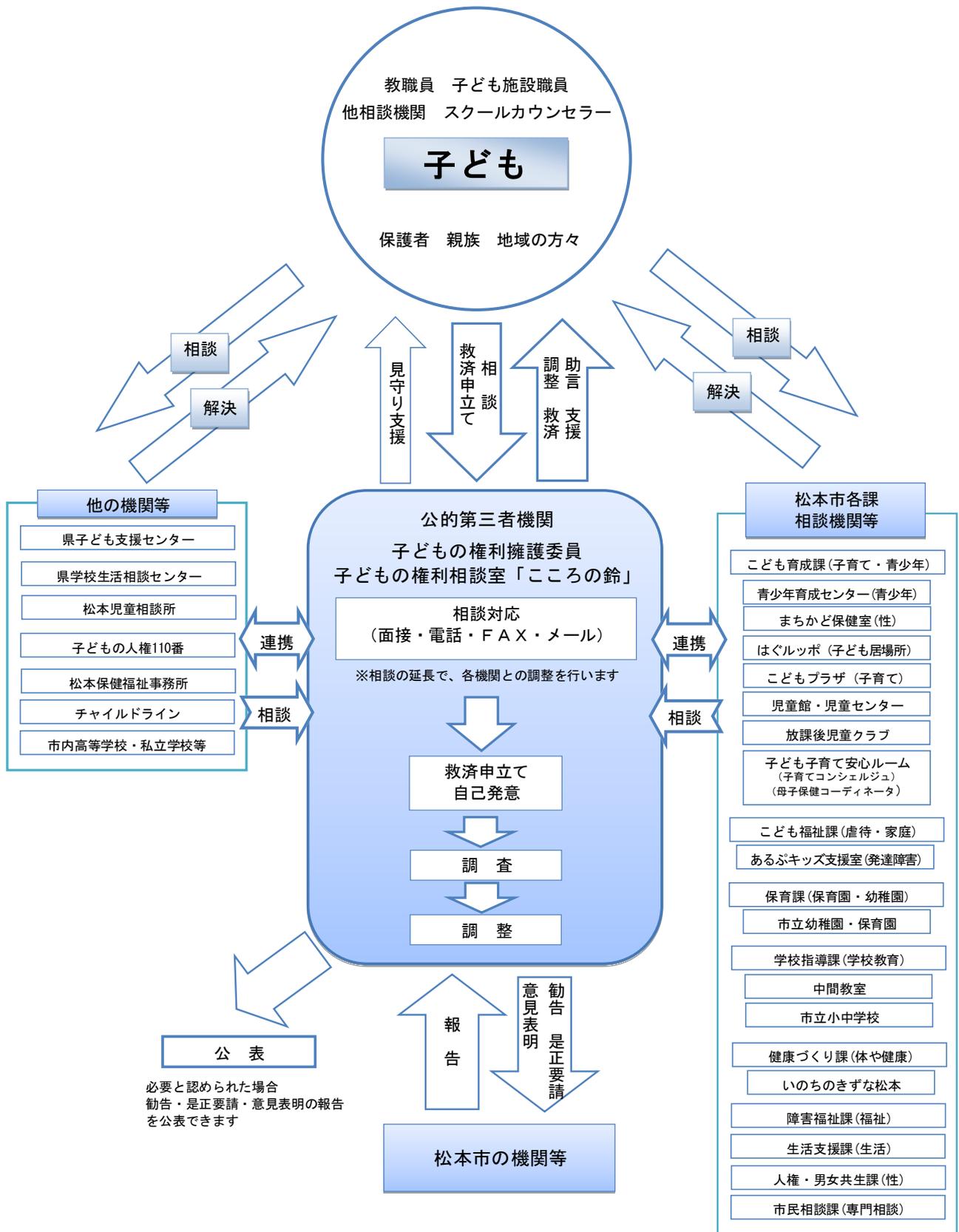
(4) 勧告などの尊重（条例第 20 条）

勧告・是正要請や意見表明を受けたものは、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

3 運営体制

区分	詳細
開設日	平成 25 年 7 月 17 日
場 所	〒390-0874 松本市大手 3 丁目 8 番 13 号 松本市役所大手事務所 2 階
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの権利擁護委員 2 名（平成 29 年 4 月より 1 名増員） 定数は 3 名。子どもの権利に関し、理解や優れた見識がある人のなかから、市長が委嘱します。任期は 2 年ですが再任は妨げるものではありません。 ● 室長（調査相談員兼務） 1 名 地方公務員法に規定する非常勤特別職 子どもの権利侵害に関わる相談や救済をより実効的に行うため、専門知識を有し、相談室の管理、運営、広報事業等を行います。 ● 調査相談員 3 名 地方公務員法に規定する非常勤特別職 擁護委員の職務を補佐するため置かれ、相談や申立ての受付業務を行います。
相談・救済の 基本姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども本人又は子どもにかかわる関係者から相談を受け付け、助言（情報提供、他機関紹介等）、支援（問題解決）、関係者間の調整を行います。 ● 子どもの権利侵害に関する相談以外にも、心身のことや交友関係等、子どもが抱える悩みを広く受け付けます。 ● 大人からの相談であっても、子ども本人の意思を確認することを大切にし、子どもにとっての最善の解決を目指します。 ● 子どもの権利侵害について、文書や口頭により相談や救済の申立てを受け付けます。 ● 申立てがない場合でも、子どもの権利擁護委員の判断で、救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査、関係者間の調整を行います。
対象者	松本市内に在住し、又は在学し、又は活動をしている 18 歳未満の子ども 18 歳、19 歳の人でも、通学・通所等している場合は対象になります。
相談者	子ども本人や、子どもにかかわる関係者（保護者、親族、教職員、施設職員、地域の方等）から受け付けます。
相談時間	<ul style="list-style-type: none"> ● 月曜日～木曜日・土曜日 午後 1 時～6 時 ● 金曜日 午後 1 時～8 時
相談方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 面 接 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」で相談 相談者の希望により、地域や学校等で面接相談をします。 ● 電 話 0 1 2 0 - 2 0 0 - 1 9 5（フリーダイヤル） ● F A X 0 2 6 3 - 3 4 - 3 1 8 3 ● メール kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp

4 相談・救済の流れ





Ⅲ 相談状況・調整活動について

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに、松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」に寄せられた相談は下記のとおりです。

1 年間相談件数

平成 28 年度の相談受付は延べ件数*¹375 件、実件数*²155 件でした（表 1・図 1）。

平成 28 年度は前年度に比べて、延べ件数が 7 件、実件数が 15 件増えました。

また、1 件の相談に関しては、平均 2.4 回の相談があり、平成 27 年度は 2.6 回であることから、今年度は微減しました。昨年度に比べ長期的な相談が減ったことが原因と考えられます。

平成 28 年度は、平成 27 年度に引き続き、相談室の周知や相談体制が安定していることから、相談件数は横ばいとなっています。

年度	期間	相談件数			
		延件数	実件数		
			新規	昨年度継続	計
平成25年度	平成25年7月17日～平成26年3月31日	170	56	0	56
平成26年度	平成26年4月1日～平成27年3月31日	130	75	1	76
平成27年度	平成27年4月1日～平成28年3月31日	368	136	4	140
平成28年度	平成28年4月1日～平成29年3月31日	375	146	9	155

表 1：平成 25～28 年度 年度別相談件数

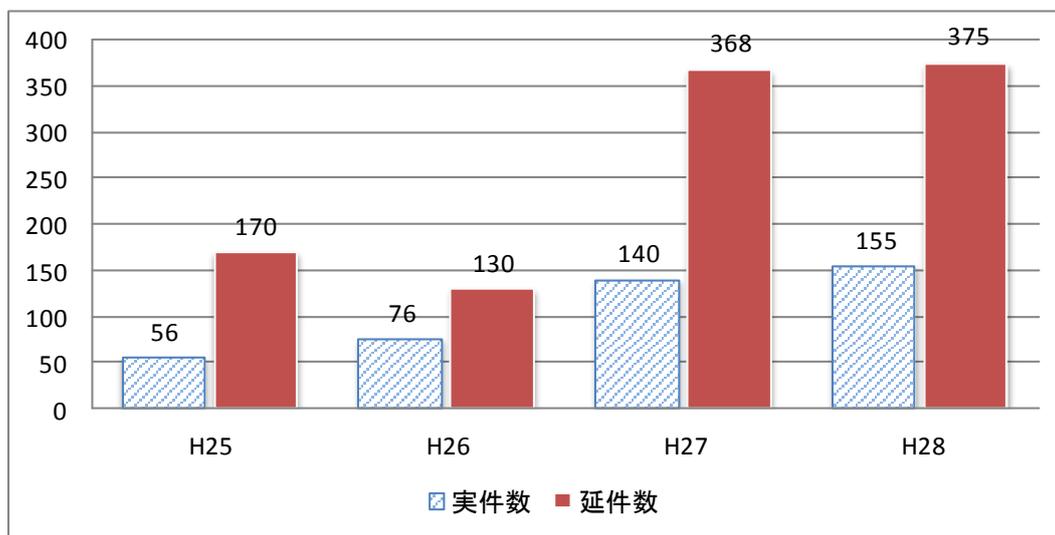


図 1：平成 25～28 年度 年度別相談件数

* 1 延べ件数…相談を受けた総数です。たとえば、1 案件で 4 回の相談を受けた場合は延べ 4 件と数えます。

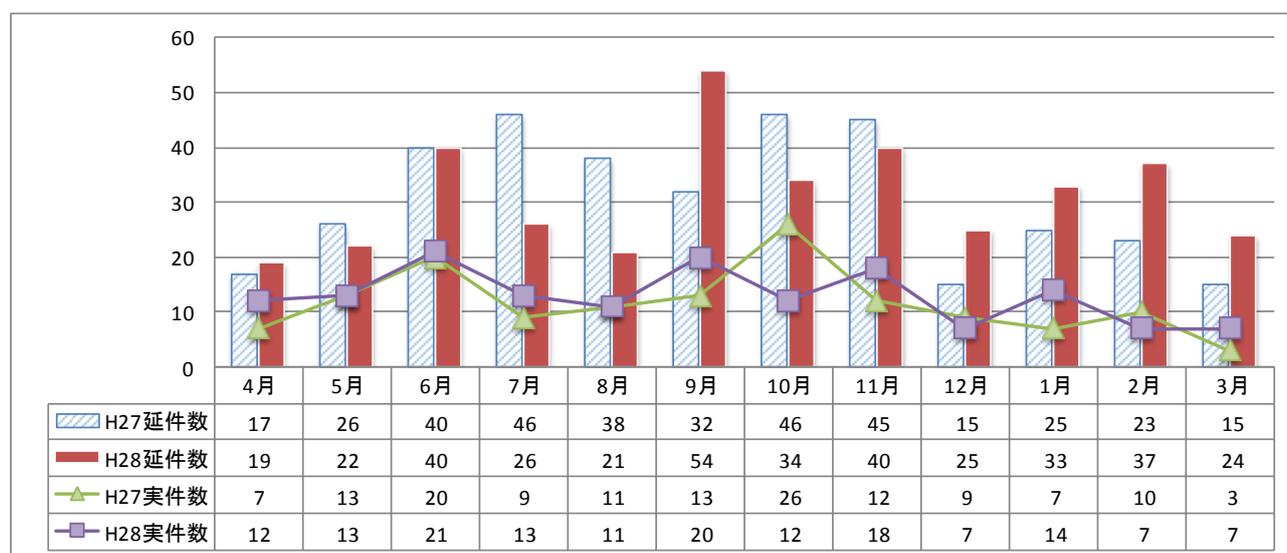
* 2 実件数…1 案件についての初回から終結までの相談を 1 件とします。継続する案件でも、新年度には新たに数え直します。

2 月別相談件数

平成 28 年度の月別相談延べ件数は 6 月が 40 件、9 月が 54 件、11 月が 40 件と多く、また 4 月が 19 件、8 月が 21 件と少なくなっています（図表 2）。

これは、子どもにやさしいまちづくり委員会の提言を受けて、相談室の「こころの鈴通信」の配布時期を見直し、また、小中学校の人権月間・週間に合わせ校内放送を行ったことが影響していると考えられます。

そして、平成 27 年度、28 年度同様に、新学期が始まり相談件数が増加していき、長期休みには減少する傾向があります。



図表 2：平成 27 年度・28 年度 月別相談件数（延べ件数・実件数）

3 相談者

平成 28 年度の延べ相談者数*³は 416 人で、平成 27 年度に比べ 23 名増えています(表 3・図 3)。

平成 27 年度、平成 28 年度の相談者子どもの比較では、小学生が 21 名増え、中学生が 4 名減り、高校生は 13 名減っています。また、大人では母親が 21 名減っており、父親や祖父母が増える傾向があります。

	小学生	中学生	高校生	父親	母親	祖父母	その他	不明	計
平成27年度	24	74	47	17	201	12	14	4	393
平成28年度	45	70	34	30	180	21	34	2	416

表 3：平成 27 年度・28 年度 延べ相談者詳細(人数)

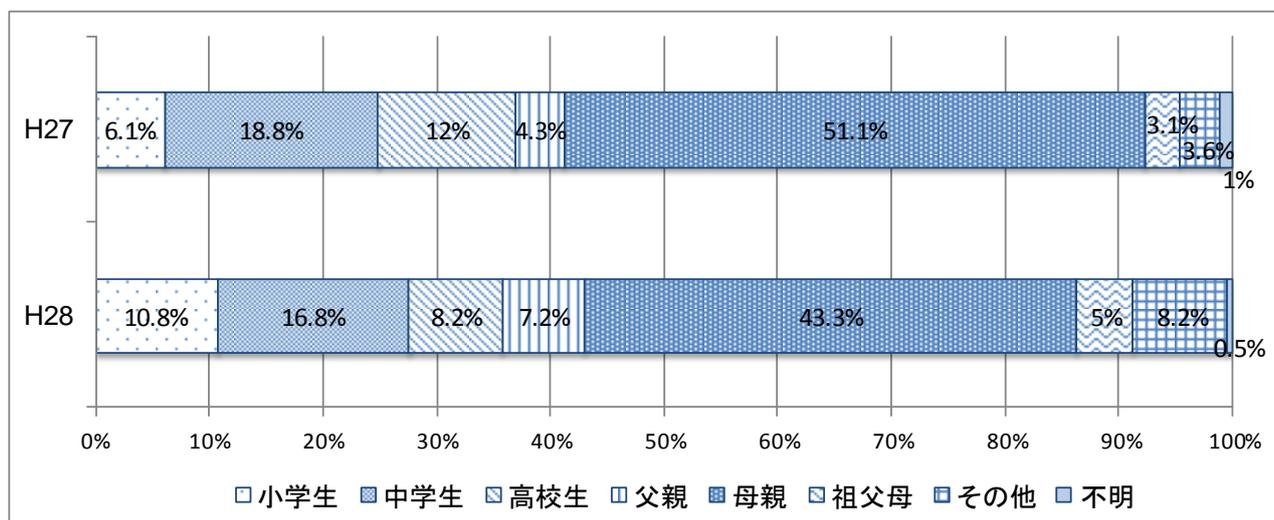


図 3：平成 27 年度・28 年度 延べ相談者詳細 (%)

* 3 相談者数… 実際に相談をした人数です。相談延べ件数との違いは、たとえば、1 件の相談に複数で相談するなどがあるためです。子どもは学識別に分類しています。

平成 28 年度の相談者は、子ども 149 名 (36%)、大人 265 名 (64%)、不明 2 名 (0.5%) となっています (図 4)。

今年度の特徴としては、父親 30 名 (7%)、祖父母 21 名 (5%) となっており、増加傾向になっています。

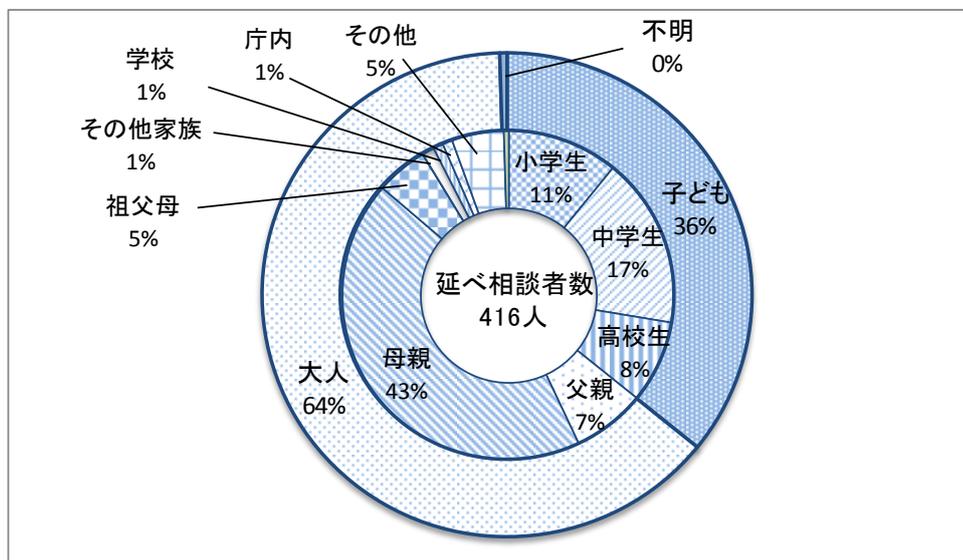


図 4 : 平成 28 年度延べ相談者詳細

初回の相談者は 157 人で、子ども 68 人 (43%)、大人 87 人 (56%)、不明 2 人 (1%) となっています (図 5)。

延べ相談者と初回相談者の割合を比較すると、初回相談者の子どもの割合は 43% となっていることから、子どもの相談者より、大人の相談者の方が継続して相談につながっていることが考えられます。

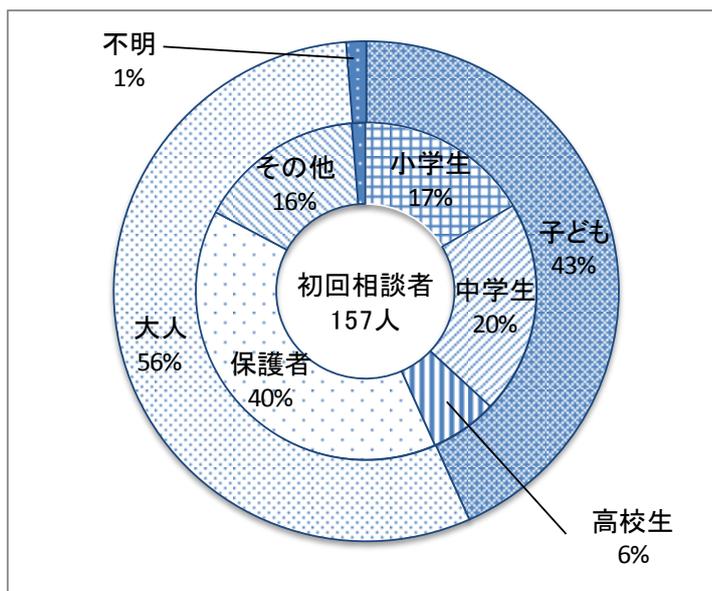


図 5 : 初回相談者詳細

4 相談対象

相談延べ件数に対する相談対象*4は、中学生が159名（42%）で一番多く、続いて小学生が119名（31%）、高校生75名（20%）となっています（表4・図6）。未就学児は7名（2%）と少なく、昨年度に引き続き、小さなお子さんを持つ保護者への周知が課題となっています。

平成27年度と平成28年度を比較すると、平成28年度は小学生が69名増え、中学生が36名減っており、高校生は微増となっています。また、平成28年度は大人自身の相談が31名減っています。

平成27年度に引き続き、相談対象に中学生の割合が高い理由としては、中学生は児童から青年への移行期であり、心身ともに大きく変化し、人間関係等の課題が明らかになることが考えられます。

	未就学児	小学生	中学生	高校生	大人	不明	計
H27	4	50	195	71	45	5	370
H28	7	119	159	75	14	3	377

表4：平成27年度・平成28年度 延べ相談対象者（人数）

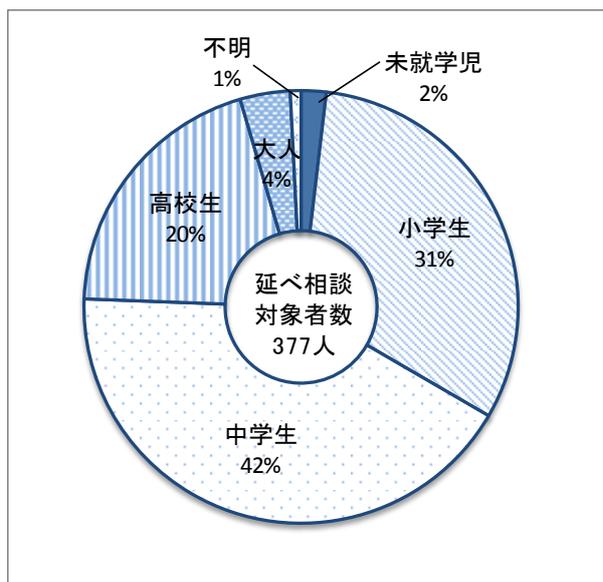


図6：平成28年度延べ相談対象者（%）

*4 相談対象 … 相談対象者を学識別に分類しています。子ども（小学生、中学生、高校生等）は概ね本人が相談対象であり、大人（保護者等）は、対象者を学識別に分類します。

5 相談内容

(1) 子どもの相談内容

子どもの相談内容は、交友関係 45 件 (30%) が最も多くなっています (図 7)。

続いて不登校 23 件 (16%)、家族関係の悩み 20 件 (14%)、教職員等の指導・対応 16 件 (11%) です。

子どもたちは、友人や家族、教職員との人間関係で悩み、また、学校に行けないことへも悩む傾向にあります。

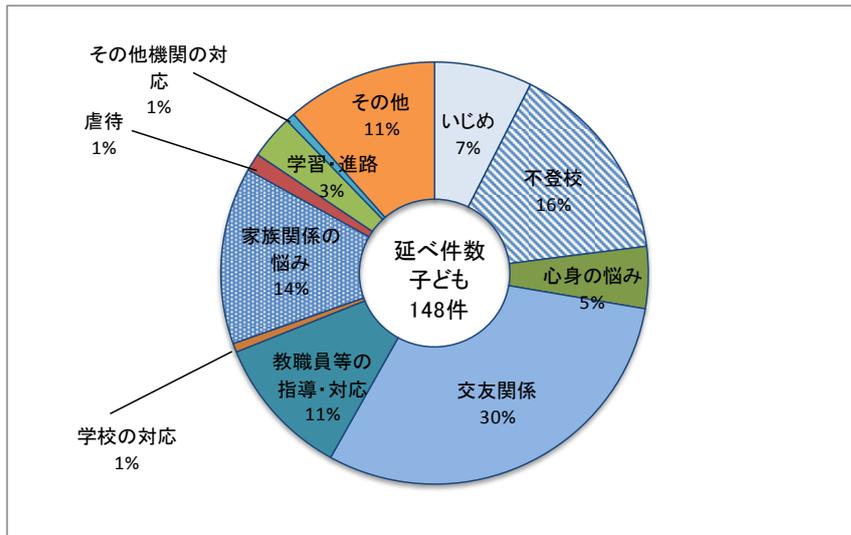


図 7：相談内容（子ども）

(2) 大人の相談内容

大人の相談内容は、不登校が 65 件 (29%) で最も多くなっています (図 8)。続いて教職員等の指導・対応が 34 件 (15%)、家族関係の悩みが 28 件 (13%) です。

大人の相談内容は多岐に渡っていることが特徴です。

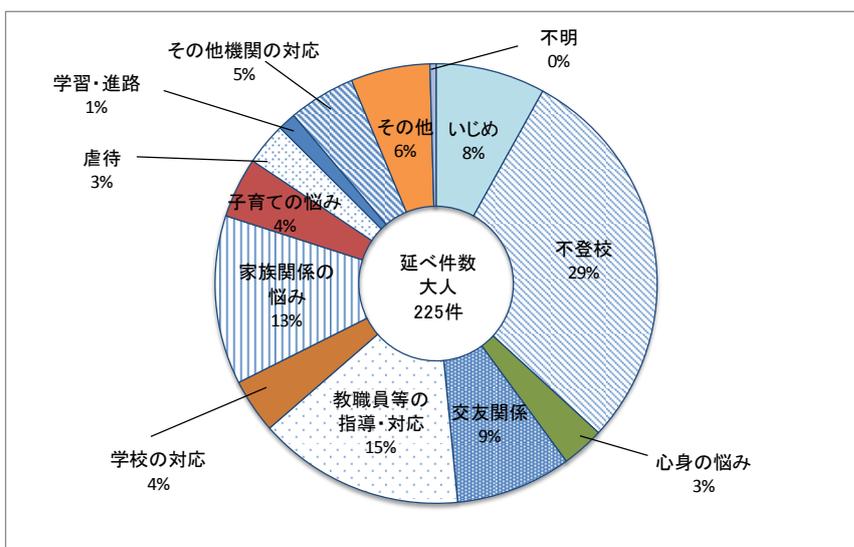


図 8：相談内容（大人）

6 相談回数

継続して相談する回数は平均 2.4 回です。

相談実件数に対して 96 件は傾聴助言等により 1 回の相談で終了しています（表 5・図 9）。相談回数の最高は、子ども 16 回、大人 17 回となっています。

初回で相談が終了するのは、子ども 50 件(65.8%)、大人 44 件(57.1%)です。

また、調整等が必要な場合や、子どもからの聞き取りが必要な場合は、相談回数が増加する傾向となっています。

また、子ども：中学生、高校生には、6 回以上相談が継続しているものが 7 件（5%）あり、メール等での相談では相談回数が多くなる傾向があります。

		1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回以上
子ども	小学生	22	1	2	0	0	0	2	3	0	0
	中学生	24	3	1	2	1	0	0	1	0	2
	高校生	4	4	0	0	0	1	1	0	1	1
大人	父親	4	2	1	0	0	0	0	0	0	1
	母親	27	10	3	2	0	0	3	0	0	2
	祖父母	7	3	1	0	1	0	0	0	0	0
	その他	6	0	3	0	0	0	0	1	0	0
不明		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		96	23	11	4	2	1	6	5	1	6

表 5：相談実件数における継続数

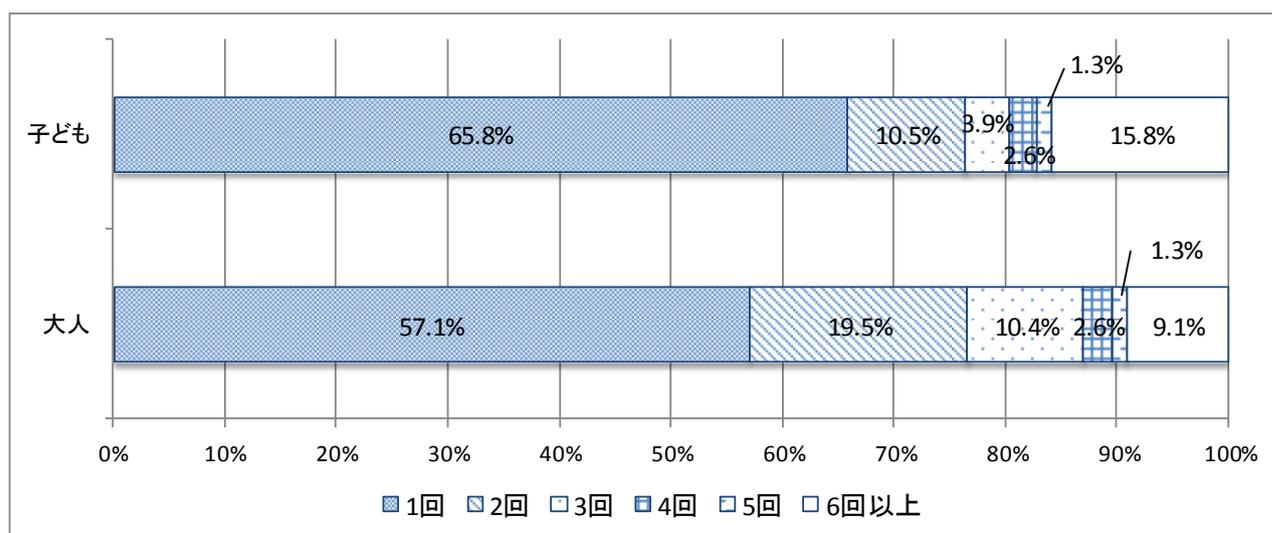


図 9：相談実件数における継続数

7 相談方法

相談方法は、電話が273件(73%)、面接が55件(15%)、メールが47件(12%)です(図10)。その他FAX等での相談は0件でした。

平成27年度と平成28年度を比較すると、メールが36件(11%)減り、電話が33件(8%)、面接が10件(3%)増えています。

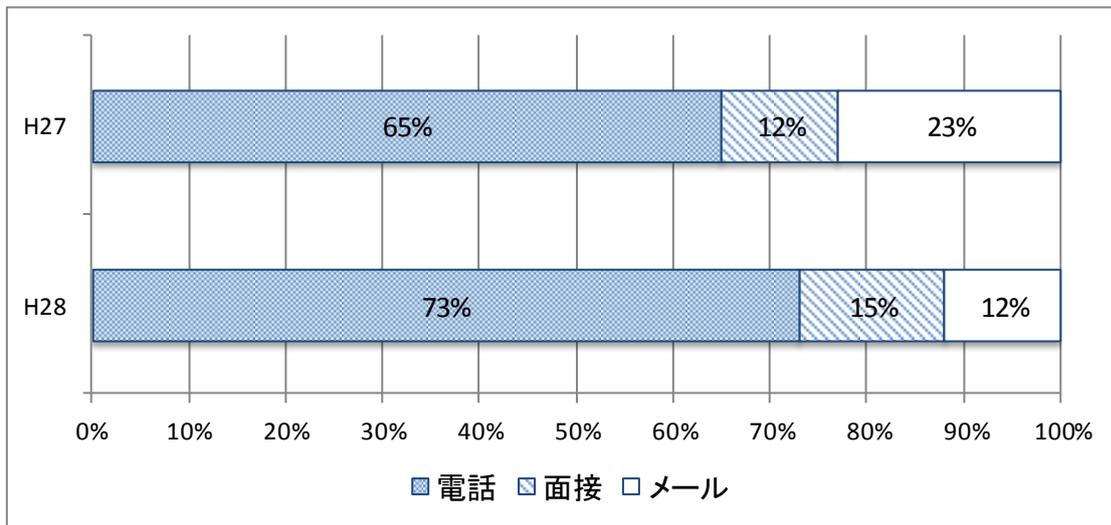


図10：相談延べ件数における相談方法

また、初回相談でも、子ども大人共に、電話での相談が多くなっています(図11)。

子どもは初回メールでの相談が9件(6%)ありますが、大人は初回メール相談が0件となっています。

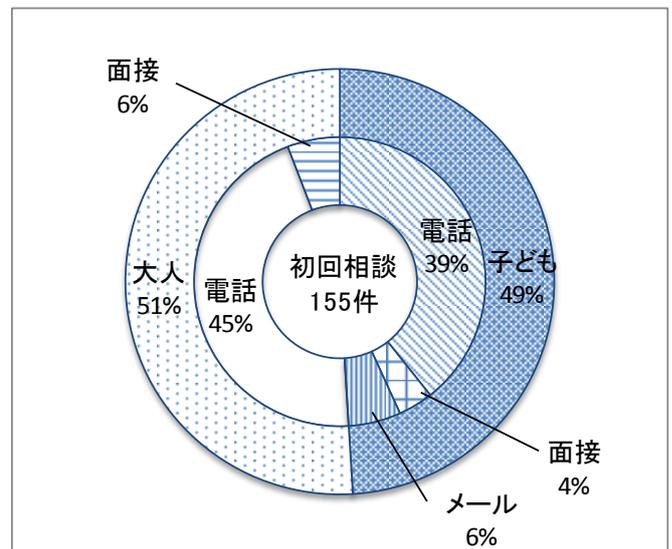


図11：初回相談における相談方法

8 時間帯別、曜日別

(1) 時間帯別相談状況

午後1時台(13:00～)と午後4時台(16:00～)が64件(17%)で、ここが相談の多い時間帯となっています(図12)。

また、午後6時台(18:00～)は23件(6%)、午後7時台(19:00～)は9件(4%)と少なくなっており、金曜日に、この時間帯が利用できることを周知することが必要と思われます。

相談室開設時間外(その他)は43件(11%)で、メール等の相談が時間外になる傾向があります。

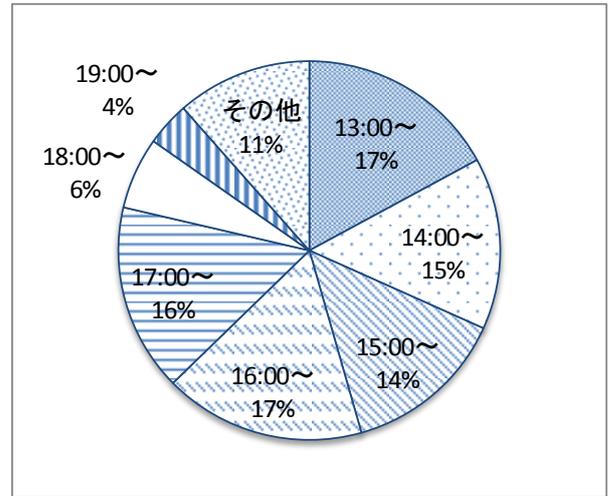


図12：相談延べ件数における相談時間帯

子どもの初回相談における時間帯は、午後4時台(16:00～)が19件(25%)と多く、続いて午後5時台(17:00～)が15件(20%)となっています(図13)。

子どもたちは、学校が終わった以降の相談が多い傾向となっています。

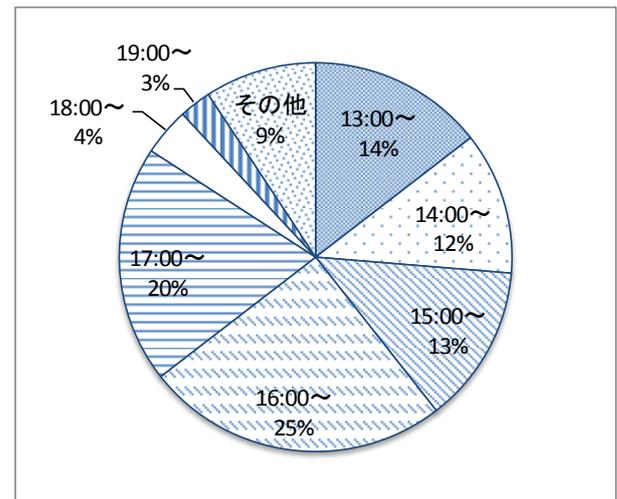


図13：初回相談における相談時間帯(子ども)

(2) 曜日別相談状況

相談曜日は金曜日が99件(26%)で一番多く、続いて水曜日91件(24%)となっています(図14)。

土曜日が22件(6%)と一番少なくなっており、土曜日開設を、広く周知することが必要になっています。

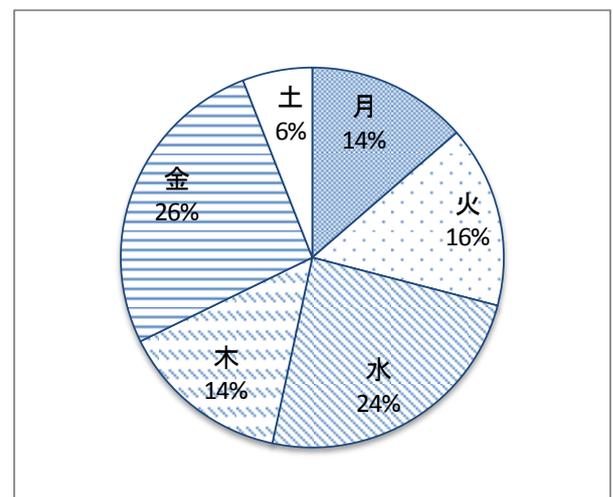


図14：相談延べ件数における曜日別

9 調整について

相談の延長として擁護委員の指示のもと、調査相談員中心に各機関との連携や調整をします。

この活動は、大人からの相談であっても、子どもの意思をしっかりと聞いたり状況を確認したりすることから始まります。その後、子どもに関わる方々や各機関に、事実確認をしたり、専門性を生かした対応へのお願いをしたり、問題解決のため協力し合えるよう関係の修復などを行っています。

(1) 平成 28 年度の連携・調整状況

平成 28 年度は 22 案件について延べ 63 回実施しました（表 6）。

平成 27 年度は 20 案件について延べ 48 回で、昨年度に比べ、少しずつ調整案件が増えています。

相談内容	連携・調整先									
	案件数	小学校	中学校	高等学校	市教育委員会	市行政機関	県行政機関	その他機関	子ども保護者	合計
いじめ	2	3	3			3				9
不登校	5	3	10		11	1		3		28
心身の悩み	1					2				2
交友関係	3									0
教職員の指導・対応	3				2	2		1		5
学校の対応	1				2					2
家族関係の悩み	1					2				2
虐待	5					7	3			10
その他機関の対応	1					5				5
合計	22	6	13	0	15	22	3	4	0	63

表 6: 相談内容別 連携・調整先と回数

**HAPPY
NEW YEAR**



[子ども]
ありがとうございました

[保護者]
昨年は相談室の皆さんに大変お世話になりました。今は朝から夕方まで授業を受けられるようになりました。

本当にありがとうございました。

平成 29 年の年初め、相談室に 1 通の年賀状が届きました。面接相談と調整をした家族から、写真と共に心温まるメッセージが寄せられました。

以下は（表7）、相談から連携・調整になった22件から抜粋した5件です。個人や調整先が特定できないように一部内容を変更して記載しています。

No.	相談対象	相談内容	相談・調整 概要	考察
1	中学生	虐待	子ども本人からの電話相談で、自らSOSを出す。県行政機関、市担当課と連携をし、短時間に家族が話し合いをし、家族関係が修復できた。市担当課が経過観察をして、子どもの安全な状況を確認した。	関係機関の役割と、緊急時の対応について、相談員の共通認識と確認が必要であった。
2	小学生	不登校	両親から、子どもが先生との関係の難しさから学校に行けなくなり、精神的に不安定な状況であると相談があった。市担当課や学校と連携をしながら関係の改善をはかり、子ども自身も先生と親密になり、学校に行けるようになる。学校が協力的で、授業の様子等を参観し、子どもの状況を確認した。	市担当課や学校との連携が重要である。また、小さな子どもでも、意思をきちんと聴くことが大切。
3	小学生	いじめ	保護者や家族から、子どもが友人関係でつらい状況であると相談があった。家庭訪問をして子ども本人の意思を確認し、学校に調整に入り、先生たちに子どもの意思を伝える。相談から調整まで、約1週間とスピーディに対応ができた。学校が協力的で、子どもの様子を継続して学校と見守ることができた。	相談者の姿勢にとらわれず、的確に支援を進める。子どもの思いは、本人が伝えることを念頭に置き、丁寧でスピーディな対応を心がける。個人宅への訪問は、配慮が必要。
4	中学生	いじめ	保護者から、子どもが教職員の対応や、友人関係でつらい状況であると相談があった。子どもと面接し、学校にお願いすることなどを話し合う。また、学校の状況等も聞き取り、市担当課も加わり、学校内で支援会議をして、子どもの状況を共有した。子どもと先生の関係性が変化した。子どもが「もう大丈夫」と言い、また、状況が改善したことを確認できた。	子ども本人の意思を自ら伝えることを、後押しできなかった。子どもとの面接が重要である。学校の先生との協力的な関係を構築できることが大切である。
5	中学生	いじめ	保護者から、子どもが学校でいじめにあっているのではと相談があった。調整に入る前に、子どもとの相談を重ねたが、子ども本人は調整に入ることに不安があり、調整の同意が得られなかった。卒業まで、子どもと保護者から様子等を聞き取り、不安な気持ちに寄り添い、継続して状況を確認した。	子どもの意思を大切にすることで、根本的な解決が望めなかったが、子どもや保護者がつらい状況を乗り越える強さを持ったことで、状況のとらえ方が変化した。

表7：調整概要

IV 申立て・自己発意について

1 申立て・自己発意の活動

子どもの権利擁護員は、子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てを受け、又は必要があるときには自らの判断で、子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告・是正要請、意見表明を行います（条例第 17 条第 2 号）。

事実の調査は、施行規則（施行規則第 8 条、9 条、10 条、11 条）に定められた方法により行い、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の回復にむけて調整をします（条例 17 条第 2 号、施行規則第 10 条第 2 項）。

その結果、必要があるときは、制度改善や是正措置について、勧告、是正要請、意見表明を行うことができます（条例 17 条第 2 号）。

また、勧告、是正要請、意見表明を受けてとられた措置の報告を求めることもでき（条例 17 条第 3 号）、勧告、是正要請、意見表明、措置の報告を公表することもできます（条例第 18 条）。

2 申立て・自己発意の状況

(1) 申立て案件

平成 28 年度の救済申立て案件はありませんでした。

(2) 自己発意案件

平成 28 年度の発意案件は、平成 27 年度の発意案件の継続調査を行い、擁護委員会議にて検討を重ね、1 団体に対して「子どもの権利に関する条例に基づく意見書」を提出しました（表 8）。

松本市内のスポーツ競技会主催団体の運営について、松本市子どもの権利条例第 17 条第 2 号に基づき、平成 27 年 8 月 31 日に発意案件(案件番号：平成 27 年度発意第 1 号)とし、1 年数ヶ月間の調査の結果を総合的に判断した結果、次のような内容の意見書を当該団体に提出しました。

「松本市子どもの権利に関する条例に基づく意見書」

該当競技会主催団体の業務遂行にあたり、特に次の点に留意して子どもの権利擁護に十分配慮した運営をしていただきたい。

- ① 参加主体である子どもの意見の尊重が可能な環境の整備
- ② 競技大会参加希望の子どもが安心して参加できるような競技の準備・運営
- ③ 競技大会の規則、参加資格、参加制限の策定にあたって、加入団体の規定に適い、明瞭でだれでも理解・納得できるようにすること。
- ④ 競技大会参加を希望する子どもに不利益な処分を科す場合は、根拠となる規定等を示した上で、これに基づいて行うこと、十分な説明や、該当の子どもへの質問や意見表面の場を設け、適切な説明を行うこと、処分や出場停止などの決定に当たっては、決定のプロセスを公開できるように記録すること。

尚、本意見書は、特定の事案について事実を追及するものではなく、該当競技会主催団体の運営について、子どもの権利擁護の観点から改めて見直しをする機会をもつことを希望するものがあります。

表 8：意見表明の概要

参考資料：平成26年度、27年度、28年度 相談実績（延件数・実件数）

子どもの権利相談室「こころの鈴」相談実績（延件数）
平成26年度、27年度、28年度

（平成29年3月31日 現在）

■ 相談件数

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H26	実件数	4	2	9	8	10	4	7	11	7	5	1	8	76
	延件数	4	11	18	11	12	12	8	14	13	14	1	12	130
H27	実件数	7	13	20	9	11	13	26	12	9	7	10	3	140
	延件数	17	26	40	46	38	32	46	45	15	25	23	15	368
H28	実件数	12	13	21	13	11	20	12	18	7	14	7	7	155
	延件数	19	22	40	26	21	54	34	40	25	33	37	24	375

■ 相談者数

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H26	小学生	0	0	2	2	0	0	3	4	0	0	0	6	17
	中学生	0	1	0	1	0	0	5	8	7	4	0	1	27
	高校生	0	0	12	0	4	10	0	1	3	8	0	0	38
	大人	4	10	4	8	8	2	0	1	3	2	1	5	48
	計	4	11	18	11	12	12	8	14	13	14	1	12	130
H27	小学生	2	6	8	1	1	0	2	2	2	0	0	0	24
	中学生	6	3	3	7	9	7	10	17	2	7	2	1	74
	高校生	0	0	1	2	0	1	19	12	0	3	9	0	47
	大人	11	18	30	39	29	28	16	17	11	18	13	14	244
	不明	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	4
計	19	29	42	50	39	37	47	48	15	28	24	15	393	
H28	小学生	0	3	12	1	1	5	3	5	8	5	1	1	45
	中学生	6	2	7	4	4	6	5	7	4	9	11	5	70
	高校生	2	1	8	3	1	3	1	8	0	0	6	1	34
	大人	12	17	17	18	18	50	29	23	18	20	22	20	264
	不明	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2
計	20	23	44	26	25	64	38	44	30	34	40	27	415	

■ 相談方法

年度	延相談件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H26	電話	3	1	5	5	7	2	5	8	5	1	1	6	49
	電子メール	0	10	12	2	4	10	2	4	8	12	0	6	70
	面談	1	0	1	4	1	0	1	2	0	1	0	0	11
	計	4	11	18	11	12	12	8	14	13	14	1	12	130
H27	電話	13	22	23	34	24	26	36	21	12	12	9	8	240
	電子メール	2	2	14	4	8	2	8	22	1	9	10	1	83
	面談	2	2	3	8	6	4	2	2	2	4	4	6	45
	計	17	26	40	46	38	32	46	45	15	25	23	15	368
H28	電話	15	17	28	25	16	43	29	25	17	23	21	14	273
	電子メール	4	1	7	0	0	2	0	10	3	7	10	3	47
	面談	0	4	5	1	5	9	5	5	5	3	6	7	55
	計	19	22	40	26	21	54	34	40	25	33	37	24	375

※相談件数と相談者数の差は、1つの相談に親子で訪れるなどがあるためです。

■ 相談内容														
年度	延相談件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H26	いじめ	0	1	1	1	1	0	2	1	0	0	0	3	10
	不登校	2	0	0	1	0	2	1	1	0	0	0	1	8
	心身の悩み	1	10	3	0	0	0	0	0	2	0	0	0	16
	交友関係	0	0	8	2	4	10	2	8	4	9	0	3	50
	教職員の対応	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	3	5
	学校の対応	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	家族関係の悩み	1	0	4	4	1	0	1	1	1	5	0	1	19
	子育て	0	0	0	0	3	0	0	1	0	0	0	0	4
	虐待	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
	その他	0	0	1	3	1	0	2	1	5	0	1	1	15
	計	4	11	18	11	12	12	8	14	13	14	1	12	130
H27	いじめ	1	0	0	0	0	3	0	15	2	0	0	0	21
	不登校	0	0	1	6	2	6	6	7	2	7	2	5	44
	心身の悩み	0	3	13	7	4	1	3	1	4	6	5	1	48
	交友関係	2	3	4	1	1	1	6	10	3	0	10	0	41
	教職員の対応	0	0	0	9	4	5	0	0	1	7	0	2	28
	学校の対応	0	0	1	6	1	0	3	4	0	1	0	0	16
	家族関係の悩み	4	1	5	6	4	0	1	3	0	1	2	4	31
	子育て	0	1	1	1	2	0	0	1	0	1	0	0	7
	虐待	0	1	2	1	0	0	0	0	0	2	0	0	6
	その他	10	17	13	9	20	16	27	4	3	0	4	3	126
	計	17	26	40	46	38	32	46	45	15	25	23	15	368
H28	いじめ	0	1	0	7	3	3	2	4	7	0	1	1	29
	不登校	5	3	10	1	5	18	11	12	2	8	7	6	88
	心身の悩み	0	0	2	6	0	2	2	0	1	0	1	0	14
	交友関係	0	4	10	4	3	7	6	9	6	8	6	1	64
	教職員の対応	1	8	2	0	1	12	5	1	4	10	5	1	50
	学校の対応	2	0	3	0	0	2	0	0	0	0	3	0	10
	家族関係の悩み	7	2	6	1	4	1	4	6	5	3	6	3	48
	子育て	0	0	2	2	1	1	1	1	0	0	1	1	10
	虐待	1	1	0	1	1	1	0	2	0	0	0	2	9
	その他	3	3	5	4	3	7	3	5	0	4	7	9	53
	計	19	22	40	26	21	54	34	40	25	33	37	24	375

子どもの権利相談室「こころの鈴」相談実績(実件数)

平成26年度、27年度、28年度

(平成29年3月31日 現在)

■ 相談件数

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H26	実件数	4	2	9	8	10	4	7	11	7	5	1	8	76
	延相談件数	4	11	18	11	12	12	8	14	13	14	1	12	130
H27	実件数	7	13	20	9	11	13	26	12	9	7	10	3	140
	延相談件数	17	26	40	46	38	32	46	45	15	25	23	15	368
H28	実件数	12	13	21	13	11	20	12	18	7	14	7	7	155
	延相談件数	19	22	40	26	21	54	34	40	25	33	37	24	375

■ 相談者

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H26	小学生	0	0	2	2	0	0	3	4	0	0	0	5	16
	中学生	0	0	0	1	0	0	4	5	4	3	0	1	18
	高校生	0	0	3	0	3	3	0	1	1	1	0	2	14
	大人	4	2	4	5	7	1	0	1	2	1	1	0	28
	計	4	2	9	8	10	4	7	11	7	5	1	8	76
H27	小学生	2	5	6	1	1	0	1	2	2	0	0	0	20
	中学生	2	0	2	1	2	1	7	2	1	1	1	0	20
	高校生	0	0	1	0	0	0	12	3	0	0	2	0	18
	大人	3	6	12	6	8	11	3	5	6	6	8	3	77
	不明	0	2	0	1	0	1	3	0	0	0	0	0	7
計	7	13	21	9	11	13	26	12	9	7	11	3	142	
H28	小学生	0	3	11	1	0	1	1	2	3	4	0	0	26
	中学生	2	2	5	2	1	1	2	7	2	4	2	2	32
	高校生	2	1	2	2	1	1	0	1	0	0	1	0	11
	大人	8	7	5	8	8	18	9	9	3	6	4	6	91
	不明	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2
計	12	13	23	13	11	21	12	20	8	14	7	8	162	

■ 相談方法

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H26	電話	3	1	5	5	6	1	5	7	4	1	1	6	45
	電子メール	0	1	3	0	3	3	1	2	3	3	0	2	21
	面談	1	0	1	3	1	0	1	2	0	1	0	0	10
	計	4	2	9	8	10	4	7	11	7	5	1	8	76
H27	電話	6	11	16	8	6	12	23	8	8	5	7	2	112
	電子メール	1	1	3	0	2	0	2	3	0	1	1	0	14
	面談	0	1	1	1	3	1	1	1	1	1	2	1	14
	計	7	13	20	9	11	13	26	12	9	7	10	3	140
H28	電話	11	9	19	13	9	17	12	15	6	11	4	5	131
	電子メール	1	1	1	0	0	1	0	1	0	3	1	0	9
	面談	0	3	1	0	2	2	0	2	1	0	2	2	15
	計	12	13	21	13	11	20	12	18	7	14	7	7	155

■ 相談内容															
年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
H26	いじめ	0	1	1	1	1	0	2	1	0	0	0	1	8	
	不登校	2	0	0	1	0	1	1	1	0	0	0	1	7	
	心身の悩み	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4	
	交友関係	0	0	3	2	3	3	2	6	2	2	0	3	26	
	教職員の対応	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2	
	学校の対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	
	家族関係の悩み	1	0	3	3	1	0	1	1	1	1	3	0	1	15
	子育て	0	0	0	0	3	0	0	1	0	0	0	0	0	4
	虐待	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	1	1	1	0	1	1	1	2	0	0	1	8
計		4	2	9	8	10	4	7	11	7	5	1	8	76	
H27	いじめ	1	0	0	0	0	2	0	2	1	0	0	0	6	
	不登校	0	0	1	0	1	4	2	1	1	1	2	2	15	
	心身の悩み	0	2	2	2	3	1	3	1	2	1	3	0	20	
	交友関係	2	0	4	0	1	0	5	3	3	0	2	0	20	
	教職員の対応	0	3	0	1	1	0	0	0	1	2	0	0	8	
	学校の対応	0	0	1	1	0	0	1	0	0	1	0	0	4	
	家族関係の悩み	3	0	2	2	2	0	1	1	0	0	1	0	12	
	子育て	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	4	
	虐待	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	3	
	その他	1	8	8	2	2	6	14	3	1	0	2	1	48	
計		7	13	20	9	11	13	26	12	9	7	10	3	140	
H28	いじめ	0	1	0	1	1	1	1	2	0	0	0	1	8	
	不登校	2	1	2	0	1	5	1	1	0	2	3	2	20	
	心身の悩み	0	0	2	3	0	2	1	0	1	0	0	0	9	
	交友関係	0	4	8	4	3	1	3	5	3	4	0	1	36	
	教職員の対応	1	2	2	0	0	3	2	1	2	3	1	0	17	
	学校の対応	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4	
	家族関係の悩み	4	2	1	1	2	0	3	3	1	1	2	1	21	
	子育て	0	0	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	5	
	虐待	1	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	5	
	その他	2	2	4	2	2	5	1	5	0	4	1	2	30	
計		12	13	21	13	11	20	12	18	7	14	7	7	155	

V 広報・啓発活動

相談室では、子ども自身が相談できる場所として、相談室の存在を広く知らせています。また、子どもに関係する大人にも、相談室の存在をお知らせし、子どもの権利への理解と、相談室との連携をお願いしています。

1 子どもへの広報・啓発

(1) 周知用カード・通信配布

平成28年度は、カード（下記）及び通信（29頁～40頁）を子どもたちに配布しました（表9）。

配布時期	配布物	対象者
平成28年	子どもの権利相談室「こころの鈴」	市内小学生・中学生・高校生
5月	子ども用携帯カード	全児童・生徒
8月	「第4号 こころの鈴通信」 (小学生版／中高校生版)	市内小学生・中学生・高校生 全児童・生徒
11月	「第5号 こころの鈴通信」 (小学生版／中学生版)	市内小学生・中学生 全児童・生徒
平成29年	「第6号 こころの鈴通信」 (小学生版／中高校生版)	市内小学生・中学生・高校生 全児童・生徒
1月		

表9：カード・通信の配布状況

■ 子どもの権利相談室「こころの鈴」携帯カード

表

裏

(2) 出前講座

8月18日に、寿台児童館で、同館に通う小学生の子どもたちに、子どもの権利に関する条例と相談室を周知する出前講座をおこないました。



出前講座の様子

(出展：信濃毎日新聞 平成28年8月19日号)

(3) 校内放送

11月の人権月間(週間)及び松本子どもの権利の日(11月20日)に合わせ、市内小中学校全校で、松本市子どもの権利に関する条例と相談室を周知するために、校内放送とところの鈴通信第5号の配布を実施しました。

日程は、各学校の状況に合わせ、3回に分けて、お昼等の時間に行いました。また、原稿は放送委員等の子どもたちが読んで放送しました(放送原稿小学生版34頁、中学生版36頁)。

【子どもたちの感想から…】

「どの子も自由に学ぶことができる」という言葉が心に残った。

11月20日は子どもの権利の日だと分かった。

2 学校への広報・啓発

市内中学校21校と特別支援学校4校には相談員自ら出向き、学校側と懇談して、子どもの権利に関する条例と相談室の周知を行うとともに、子どもたちへのカード及び通信の配布や、今後の連携について依頼をしました(表10)。

訪問日時	学校名	訪問日時	学校名
5月31日	清水中学校	6月9日	会田中学校
5月31日	旭町中学校	6月15日	安曇中学校
6月1日	筑摩野中学校	6月15日	大野川中学校
6月8日	山辺中学校	6月15日	奈川中学校
5月30日	開成中学校	6月8日	梓川中学校
5月30日	女鳥羽中学校	6月3日	波田中学校
6月1日	明善中学校	6月14日	鉢盛中学校
6月3日	鎌田中学校	6月6日	信州大学附属松本中学校
6月1日	丸ノ内中学校	9月6日	松本盲学校
6月2日	松島中学校	9月9日	松本ろう学校
5月31日	高綱中学校	9月9日	松本養護学校
6月3日	菅野中学校	9月7日	寿台養護学校
6月3日	信明中学校		

表10：相談室周知とカード・通信配布依頼 訪問先

3 公共施設等における広報・啓発活動

相談室周知用ポスター（下記）とカードを、学校や公共施設等 239 箇所に設置しました（表 11）。

場所	箇所	場所	箇所
児童館・児童センター	27	公立小学校	29
児童クラブ	4	公立中学校	21
こどもプラザ	4	特別支援学校	4
青少年の居場所	5	私立小中学校	2
中間教室	3	県高等学校	7
地域づくりセンター	35	私立高等学校	5
図書館	10	公立保育園	43
保健センター	4	私立保育園	8
庁内	7	公立幼稚園	4
その他機関	4	私立幼稚園	13

表 11：相談室周知ポスター・カード 設置場所



4 市民（大人）への広報・啓発活動

各種研修会へ講師を派遣し、子どもの権利に関する条例と相談室への理解、相談室との連携をお願いしました（表 12）。

また、市のホームページ及び広報誌等を活用した広報も行いました。

実施年月日	内 容
平成 28 年 5 月 19 日	子どもの相談・支援スペース「はぐルッポ」 勉強会「はぐカフェ」への講師派遣
5 月 24 日	松本市民生委員・児童委員協議会 児童福祉部会 研修会への講師派遣
5 月 27 日	松本市民生委員・児童委員協議会 地区会長会 平成 27 年度相談実績を報告、協力の依頼
8 月 30 日	松本市子育て支援ネットワーク第 2 回研修会 講師派遣
11 月 29 日 12 月 20 日	放課後の子どもたち学習会 講師派遣
平成 29 年 3 月 24 日	思春期の子どもたちと向き合うための講座 講師派遣
3 月 31 日	松本市民生委員・児童委員協議会 原稿寄稿

表 12：各種団体等への周知活動状況

■ 第 4 号「こころの鈴通信」(小学生版)

こころの鈴通信

小学生版

No. 4

発行元：松本市子どもの権利相談室
「こころの鈴」
発行日：平成 28 年 8 月 20 日



こんにちは。二学期が始まりましたね。
みなさんの夏休みは、どんなことがありましたか？
楽しいこと、うれしいこと、つまらなかったこと…いろいろあったことでしょうね。
二学期は、音楽会、運動会、遠足…行事がたくさんあります。
楽しい日、いやなことがある日、困ったことがあった日、「こころの鈴」に話してみてください。きっと、少し気持ちが楽になると思っています。

今までに、こんな相談がありました

友だちから悪口を言われたり、いじわるをされています。

グループの中でひとりだけなまはずれにされています。

友だちとけんかしてしまいました。どうやってあやまればいいですか？

テストで良い点数を取れました。

今日、学校で楽しい授業がありました



相談室からメッセージ

友だちとうまくいかないと、嫌な気持ちになりますね。あなただけが悪いわけではありません。友だちの気持ちを考えながら、自分の本当の気持ち(どうしたかったのか)も大切に、素直に友だちと話してみましょ。嫌なことは嫌だと勇気をもって言っても大丈夫です。それでも嫌だなと思ったら私たちに話してみてください。一緒にどうしたらいいか考えましょ。

良いことがあってうれしいですね。楽しかったことやうれしかったことがあったらまた教えてくださいね。



相談室からメッセージ

メッセージ

松本市子どもの権利擁護委員は、みなさんの困っていることを、専門的な目で相談を受けたり、子どもの権利が守られないときに助けたりします。



きたがわかずひこ 北川和彦 擁護委員

楽しかったこと、悲しかったこと、話してみたいことがあったら、「こころの鈴」に電話をしてみてください。楽しいことは喜びが倍になり、悲しいことはつらさが半分になりますよ。



ひらばやしゆうこ 平林優子 擁護委員

私の子どもの頃の電話は、黒くて大きくて重かった。なんだかとくべつ特別で緊張しました。今の電話は、軽くて優しいね。素直にお話できる気がします。

こころの鈴 通信



子どもの権利って、なんですか？



みなさんは、ひとりひとりの違いを「自分らしさ」として認められ、安心して生きていくことができます。
そして、感じたことや考えたことを自由に表現することができます。自分にかかわるさまざまな場に参加することができます。これが、子どもの権利です。



みなお 見直してみよう、子どもの権利

大切にされているかな？

毎日、朝昼夜に ⇒ ごはんを食べられる
けがや病気の時に

⇒ おいしゃさんにみてもらえる
自分の思ったことを ⇒ いうことができる
なかまはずれに ⇒ されない
あそびやスポーツを ⇒ 楽しめる

できない時は、子どもの権利がまもられていないかもしれません。まわりの大人や先生か、こころの鈴に話してみましよう。

保護者の皆さんから、こんな相談がありました

子どもがお友だち関係で悩んでいる。

子どもが学校へ行きたがらない。

学習が遅れているかもしれない。

子どもがうそをつくのですが。



保護者の方の不安、心配をしっかりと聞かせていただきます。子どもさんが自ら解決できることが最善ですが、難しい場合は、学校等と協力し、私たちと一緒に子どもさんが解決できるにはどうしたら良いか考えさせていただきます。

おしらせ

みなさんの話を聞いたり、一緒に考える、相談員です。



はまだ 濱田 まなみ 今年4月から相談員をしています。よろしくね。

ことし 今年も相談員をしています。鎌 妙子
みなさんの声を待っています。



つかはら 塚原 文子 どんな時も、みなさんのみかたです。わすれないでね。

松本市子どもの権利相談室『こころの鈴』

～相談は無料です～

- 受付時間 月～木・土 午後1時～6時
金 午後1時～8時
- 場所 松本市大手3-8-13
松本市役所大手事務所2階
- 電話で相談 (無料) 0120-200-195
- 会って相談 こころの鈴までお越しいただくか、お電話をください。
- メールで相談 kodomo-s@city.matsumoto.nagano.jp

「こころの鈴 通信」についてのお問い合わせは 松本市役所 こども部 こども育成課 育成担当まで Tel.0263-34-3291

中高校生版

No.4

発行元: 松本市子どもの権利相談室

「こころの鈴」

発行日: 平成28年8月20日

こころの鈴 通信



こんにちは。二学期がはじまりましたね。
皆さんはどんな夏休みを過ごしましたか？
楽しい思い、頑張ったこと、悔しい思い…夏の思い出は沢山ありますね。
新しい学期は、気持ちよく迎えられていますか？
こころの中に、トゲが刺さったままのことはありませんか？
「こころの鈴」に話してみませんか…、きっと少し気持ちが楽になると思います。

今までに、こんな相談がありました

勉強がまわり
に追いつかなく
なってきた焦り
ます。

テストの点数が
下がってしまっ
て、自分に価値
がなくなったよ
うな気がします。

学校になんと
なく行きたくあ
りません。

部活をやめた
いけどやめら
れないです。

部活の人間関
係がストレスで
す。



相談室から
メッセージ

自分と友だちを比べてみたり、自分に自信がなくなったり、こんなことで悩んでいるのは自分だけだと考えると苦しくなってしまうですね。自分の気持ちを大切に自分のペースでやっていけばきっと大丈夫です。それでも不安な時は私たちに話してください。

誰かに自分の気持ちを話したことがありますか？一人で考えていると嫌なことがどんどん大きくなってきてしまいますね。嫌だな~と思うことは私たちに話してみてください。あなたの気持ちを大切にしながら、どうしたらいいか一緒に考えていきます。



相談室から
メッセージ

メッセージ

松本市子どもの権利擁護委員は、みなさんが子どもの権利を侵害された時に、速やかで効果的な救済に取り組み、回復を支援します。



きたがわかずひこ
北川和彦 擁護委員

楽しかったこと、悲しかったこと、話してみたいことがあったら、「こころの鈴」に電話をしてみてください。楽しいことは喜びが倍になり、悲しいことはつらさが半分になりますよ。



ひらばやしゆうこ
平林優子 擁護委員

どんなに小さな発信でも、ひとが人として大切にされるまちには、とても大切なことです。声を出したら、一歩すすむことになるのではと思います。



子どもの権利って、なんですか？



子どもは、一人ひとりの違いを「自分らしさ」として認められ、虐待やいじめ、災害などから守られ、いのちを育み健やかに主体的に成長していくことができます。

また、子どもは、感じたこと、考えたことを自由に表現することができ、自分にかかわるさまざまな場に参加することができます。

これが、子どもの権利です。

松本市では2013年に、国際連合で約束された「子どもの権利条約」に基づき、松本市の特徴を入れた「子どもの権利に関する条例」を作り、「子どもにやさしいまちづくり」を進めています。



自分のまわりを見直してみよう 「子どもの権利」

例えば・・・

- 毎日、朝昼夜に ⇒ ごはんを食べられる
- けがや病気の時に ⇒ 医者に行ける
- 自分の思ったことを ⇒ 言うことができる
- 差別を ⇒ されない
- 遊びやスポーツを ⇒ 楽しめる

上記のことは自分らしく安心して生きるために大切な権利です。

もし、すこしでも疑問に思うようなことがあれば、まわりの信頼できる大人や、友だち、こころの鈴に話をしてみましょう。

話すことが解決の第1歩です。



保護者のみなさんへ Message 1

今、「子どもが学校でいじめを受けている」、「子どもが学校になかなか行けない」ということで悩んでいるならば、まずは相談をしてみませんか。劇的な解決方法はすぐみつからないかもしれませんが、相談室では保護者の皆さんの話を丁寧に聴いて、その上で「子ども中心の解決」を目指して相談と調整を進めていきます。

子どもの中心の解決とは、子どもさんの話から見えてくる「意思」の「〇〇したい」を大切に、擁護委員と相談員で「子どもの最善の利益」をめざした対応を検討し進んでいきます。お子さんの了承がある時には、学校に話を聞いたりお願いすることもあります。

大人にとっては、時間がかかり歯がゆいこともあるかとは思いますが、子どものペースを大切にしています。

お知らせ

みなさんの話を聞いたり、一緒に考える、相談員です。



ほまだ まなみ 今年4月から相談員をしています。よろしくお願ひします。



かまたえこ 鎌 妙子 今年も相談員をしています。みなさんの声を待っています。



つかはら ふみこ 塚原 文子 どんな時も、みなさんの味方です。安心して、話しをしてください。

松本市子どもの権利相談室『こころの鈴』

～相談は無料です～

- 受付時間 月～木・土 午後1時～6時
金 午後1時～8時
- 場所 松本市大手3-8-13
松本市役所大手事務所2階
- 電話で相談（無料） 0120-200-195
- 会って相談 こころの鈴までお越しいただくか、お電話をください。
- メールで相談
kodomo-s@city.matsumoto.nagano.jp

「こころの鈴 通信」についてのお問い合わせは 松本市役所 こども部 こども育成課 育成担当まで TEL 0263-34-3291

■ 第5号「こころの鈴通信」(小学生版)

発行元: 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」 / 発行日: 平成28年11月1日

こころの鈴通信

No.5
小学生版



じどう
児童のみなさんへ
「つらいな…」「かなしいな…」と思うことの中には、『子どもの権利』が守られていないことがあります。
すこし勇氣を出して『こころの鈴』に相談してみませんか。
秘密は必ず守ります。

たとえば、こんなことで悩んでいたら…

かっこう
学校で…

- 仲間はずれやいじめ
- 先生のこと、友だちのこと
- 学校に行けない



かてい
家庭で…



- 家でつらいこと、嫌なこと
- 家族には話せないこと
- かなしいこと

ならい こと
習い事で…

- おこられること
- 先生や、コーチのこと

だいじょうぶが あんしん
もう大丈夫! 安心できたよ

困ったことがあれば、また相談してください。
相談が終わっても、必要があれば見守ります。



でんわ
電話で・メールで・会って…

そうだん
相談する

どんなことでも、まずは相談してみましょう。



いっしょ かんが
一緒に考える



あなたの気持ちや意見をじっくり聴いて、一番よい方法を一緒に考えます。

しら ぎょうりょく
調べる・協力依頼

解決に向けて関係する人や機関に話を聞いたり、協力やお願いをします。あなたの考えや気持ちを代わりに伝えることもできます。



ようせい いけんひょうめい
要請・意見表明

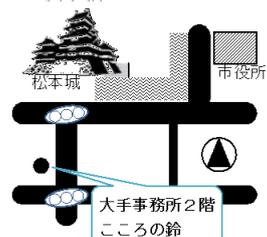


関係する機関などに改善を要請や意見表明をすることができます。

子どものための相談室
子どもの権利相談室 『こころの鈴』

- 受付時間 月～木・土曜日 午後1時～6時 / 金曜日 午後1時～8時
- 電話で相談 ☎0120-200-195 (フリーダイヤル)
- メールで相談 komomo-s@city.matsumoto.nagano.jp
- 会って相談 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階 までお越しください。

希望により、相談員が出かけることもできますので、ご相談ください。



「こころの鈴通信」についてのお問い合わせは 松本市役所 こども部 こども育成課 育成担当 (TEL0263-34-3291) まで

まつもとしやくしよ　いくせい　まつもとし　こ　けんり　かん　じょうれい　い　か　ないよう　かい　わ　ほうそう
松本市役所こども育成課より「松本市子どもの権利に関する条例」について以下の内容を3回に分けて放送しました。「子どもの権利」について考えてみましょう。

第1回目

きょう　つ　まつもとし　こ　けんり　かん　じょうれい　し　なか　こ
今日は、みなさんのために作った「松本市子どもの権利に関する条例」という市のきまりの中から、「子どもにやさしいまちづくり」についてお話しします。

まつもとし　じぶん　せい　こ　もくひよう　つぎ
松本市は、みなさんが、自分らしくのびのびと生活できるために、「子どもにやさしいまち」をめざしています。目標は次の6つです。

- 1　どの子もいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- 2　どの子も愛され、大切に生まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができのびのびと育つまち
- 3　どの子も松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4　どの子も地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができのびのびと育つまち
- 5　どの子も自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6　どの子もいろいろなことに挑戦し、例え失敗しても再挑戦できるまち

まつもとし　もくひよう
松本市は、これらを目指し、子どもにやさしいまちづくりをめざしています。

さて、11月20日は「子どもの権利の日」です。

わたしたちは、みなさんや大人のみなさんが「子どもの権利」について関心を持ってもらえるような取り組みをしています。

第2回目

きょう　けんり　はな
今日は、「子どもの権利」についてお話しします。

こ　けんり　せい　たいせつ
子どもの権利は、みなさんが成長するために、大切なものです。

にほん　せかい　くに　けんり　かん　じょうやく　むす　こ　さべつ　う　あんしん　い　やくそく
日本は、世界の国々と「子どもの権利」に関して条約を結び、子どもが差別を受けることなく、安心して生きることを約束しています。

にんげん　たいせつ　せんざい　ちがひ
子どもは、一人の人間として大切にされる、かけがえのない存在です。一人ひとりの違いを「自分らしさ」として認められ、虐待やいじめ、災害などから守られます。また、感じたこと、考えたことを自由に表現することができ、自分にかかわるさまざまな場に参加することができます。

こ　けんり　たいせつ　ほか　ひと　けんり　かんが　こ　こ　よ
さらに、子どもは、自分の権利が大切にされ、他の人の権利も考えることで、子どもどうしや、子どもとおとなのより良い関係をつくることができるようになります。

まつもと　ゆた　う　しぜん　あい　ひと
松本には、豊かで美しい自然と、ふるさとを愛する人たちがいます。

第3回目

きょう　けんり　まも　はな
今日は、「子どもの権利を守ること」についてお話しします。

たいせつ　けんり　つぎ
わたしたちが、大切にしているみなさんの権利は次の4つです。

- 1　自分が大切な存在であると感じ、健康に成長できること
- 2　虐待、いじめを受けないこと
- 3　一人ひとりの違いを「自分らしさ」として認められること
- 4　遊びや学びをとおして仲間づくりをし、社会に参加すること　です。

せい　せい　なや　とう　かあ
でも、もし、ふだんの生活の中で、「つらいな」「かなしいな」と感じる事があつたら、一人で悩まず、お父さんお母さん、先生、友だちに相談をしてみましょう。

こま　とき　けんり　そうだん　すず　そうだん　すず　そうだん　すず
そして困った時には、子どもの権利相談室「こころの鈴」に相談してください。「こころの鈴」は、子どものための相談室です。「こころの鈴」では、みなさんの気持ちを大切に、話をききます。秘密はかならず守ります。名前や学校名は言わなくて大丈夫です。みなさんと一緒に、これからどうしていけばよいかを考えていきます。

そうだん　ほうほう　がっこう　はいふ　すず　つうしん　うち　かた　よ
相談の方法は、学校から配布される「こころの鈴 通信」をお家の方と読んでください。

けんり　ほっかん　よてい　けんり　がくしゅう　らん
また、「子どもの権利」については、12月に発行予定の「子どもの権利 学習パンフレット」をご覧ください。

■ 第5号「こころの鈴通信」(中学生版)

発行元:松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」 / 発行日:平成28年11月1日

こころの鈴通信

No.5
中学生版



生徒のみなさんへ
「つらいな…」「悲しいな…」と思うことの中には、『子どもの権利』が侵害されていることがあります。
少し勇気を出して『こころの鈴』に相談してみませんか。
自分のことでなくても大丈夫です。秘密は必ず守ります。

例えば、こんなことで悩んでいたら…

学校で…

- 仲間はずれやいじめ
- 先生のこと、友だちのこと
- 学校に行けない

家庭で…

- 家でつらいこと、嫌なこと
- 家族には話せないこと

部活や習い事で…

- 怒られること
- 先輩や先生、コーチのこと

一人で悩む

電話で・メールで・会って…
相談する

どんなことでも、まずは相談してみましょう。

一緒に考える

あなたの気持ちや意見をじっくり聴いて、一番よい方法を一緒に考えます。

調べる・協力依頼

解決に向けて必要な場合は、関係する人や機関に話を聞き、協力をお願いします。あなたの考えや気持ちを代わりに伝えることもできます。

要請・意見表明

関係する機関などに改善要請や意見表明をすることができます。

もう大丈夫! 安心できたよ

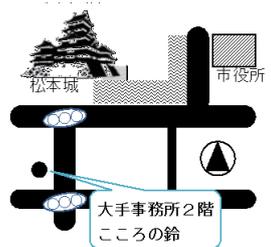
困ったことが出てきたら、また相談してください。
相談が終わっても、必要があれば見守り支援をします。

松本市では、すべての子どもにやさしいまちづくりを目指すため、平成25年4月に『松本市子どもの権利に関する条例』をつくりました。子どもの権利相談室『こころの鈴』は、条例第15条により平成25年7月から開設しています。

子どものための相談室

子どもの権利相談室 『こころの鈴』

- 受付時間 月～木・土曜日 午後1時～6時 / 金曜日 午後1時～8時
- 電話で相談 ☎0120-200-195 (フリーダイヤル)
- メールで相談 kodomo-s@city.matsumoto.nagano.jp
- 会って相談 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階 までお越しください。希望により、相談員が出かけることもできますので、ご相談ください。



「こころの鈴通信」についてのお問い合わせは 松本市役所 こども部 こども育成課 育成担当(Tel.0263-34-3291) まで

松本市役所こども育成課より「松本市子どもの権利に関する条例」について以下の内容を3回に分けて放送しました。「子どもの権利」について考えてみましょう。

第1回目 今日は、「松本市子どもの権利に関する条例」の「子どもにやさしいまち」と「子どもの権利の日」についてお話しします。

松本市では、皆さんが一人の人間として、自分らしくのびのびと成長できるため、「子どもにやさしいまち」を目指して、平成25年4月に「松本市子どもの権利に関する条例」をつくりました。

条例に基づき、松本市全体で「子どもにやさしいまちづくり」を進めるため、平成27年4月に「松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」をたてて取り組んでいます。

「すべての子どもにやさしいまちづくり」とは、どのようなものでしょうか。

松本市では次のような6つの「まちづくり」を目指しています。

- 1 どの子どもいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子ども愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができるまち
- 3 どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子どもいろいろなことに挑戦し、例え失敗しても再挑戦できるまち

これらを実現するために、市の事業や地域の取り組みについて、子どもの意見表明や参加を支援し、子どもにやさしいまちづくりを進めています。

そして、松本市では、11月20日は子どもの権利の日として、みなさんや市民のみなさんが「子どもの権利」について関心を高める事業を実施しています。

第2回目 今日は、「子どもの権利」についてお話をします。

松本市では、皆さんが一人の人間として、自分らしくのびのびと成長する「子どもの権利」を保障するため、「松本市子どもの権利に関する条例」をつくりました。

子どもの権利は、子どもが成長するために欠くことのできない大切なものです。

日本は、世界の国々と子どもの権利に関して条約を結び、子どもがあらゆる差別を受けることなく、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、安心して生き、思いや願いが尊重されるなど、子どもにとって大切な権利を保障することを約束しています。

子どもは、生まれながらにして、一人の人間として尊重されるかけがえのない存在です。

子どもは、赤ちゃんのときから思いを表現し、生きる力をもっています。

子どもは、障がい、国籍、性別などにかかわらず、また、貧困、病気、不登校など、どんな困難な状況にあっても、尊い存在として大切にされます。

子どもは、一人ひとりの違いを「自分らしさ」として認められ、虐待やいじめ、災害などから守られ、いのちを育み健やかに成長していくことができます。また、子どもは、感じたこと、考えたことを自由に表現することができ、自分にかかわるさまざまな場に参加することができます。

子どもは、自分の権利が大切にされるなかで、他の人の権利も考え、自他のいのちを尊び、子どもどうし、子どもとおとなのより良い人間関係をつくるようになります。

松本には、四季折々の豊かで美しい自然と子どもの育ちを支える地域のつながりがあり、ふるさと松本を愛する人たちがいます。わたしたちは、この松本で、子どもの権利を保障し、すべての子どもにやさしいまちづくりをめざします。

第3回目 今日は、「子どもの権利保障」、「相談・救済」についてお話しします。

「松本市子どもの権利に関する条例」で、大切にしている皆さんの権利は、次の4つです。

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| 1 主体的に成長する権利 | 自分が大切に尊い存在であると感じ、健やかに成長すること |
| 2 安心して生きる権利 | 差別、虐待、いじめを受けないこと |
| 3 自分らしく生きる権利 | 一人ひとりの違いを「自分らしさ」として認められること |
| 4 社会に参加する権利 | 遊びや学びをとおして仲間づくりをし、社会に参加すること 　　です。 |

その他、条例では「子どもの権利」を保障するために、大人の役割を定めています。

でも、もし、皆さんの中に、差別や虐待、いじめなどで、「子どもの権利が守られていない」と感じる人がいたら、一人で悩まず、周りの信頼できる大人や、友だちに相談をしてみましょう。

そして困った時には、子どもの権利相談室「こころの鈴」に相談してみましょう。「こころの鈴」は子どもの権利侵害を救済する、子どものための相談室です。

「こころの鈴」では、専門の相談員や子どもの権利擁護委員が、みなさんの気持ちを最大限尊重して、話を聴きます。説得をしたり、怒ったりはしません。秘密は必ず守ります。名前や学校名は言わなくて大丈夫です。一緒に問題解決を考えていきます。

相談方法は、学校から配布予定の「こころの鈴 通信」をご覧ください。

また、「子どもの権利」については、12月に発刊予定の「子どもの権利 学習パンフレット」をご覧ください。

小学生版

No. 6

発行元:松本市子どもの権利相談室
「こころの鈴」
発行日:平成29年1月20日

こころの鈴通信

あけましておめでとうございます。

どんなお正月をすごしましたか。

家族で楽しいお正月でしたか? お友達に会うのが楽しみで登校できましたか?

なんとなく、学校が始まるのがいやだなーと気が進まないこともあったかもしれませんね。

今年もこころの鈴では、みなさんからのお電話をお待ちしていますよ。うれしいこと、悲しいこと、つらいこと、どんなことでも心の声を聞かせてくださいね。



そうだ! こころの鈴に電話しよう!!

たとえば…



いちりんしゃ
一輪車にのれた



がっこう
学校へいくとおなか(いた)が痛い



ひとりぼっち



ともだちと
けんかをしちゃった



こわいよ。悲しいよ



1		2
E	D	B
		A
3	C	

ヒント

【タテのカギ】

- 1 土用のうしの日に蒲焼で食べる
- 2 写し取る機械。職員室やコンビニにあるよ

【ヨコのカギ】

- 1 魚の体をおおう、小さくてかたいもの
- 3 楽器。クラシック〇〇〇とかエレキ〇〇〇

A・B・C・D・Eの言葉をならべてみよう。

答えは、裏面にあるよ。

こころの鈴 通信



まつもとしこ けんり かん じょうり たいせつ
松本市子どもの権利に関する条例で、大切にしている権利ってどんなことですか？



とく たいせつ けんり
特に大切にしている権利は4つあります。
1番目は、「主体的に成長する権利」です。
それは、子どものみなさんが、「自分が大切であると感じ、自分らしく生活し、成長できるよう、大人が支える」ことが約束されています。
自分の未来について、「自分で決める」ことも大切な権利です。
友だちにも権利があります。自分の権利と同じように、相手の権利も大切にしていきたいと思います。



じぶん せいかつ
自分らしく生活するって
どんなこと？

たとえば・・・
わたしが好き ⇒ ひと好き
自分の思ったことを ⇒ 言うことができる
差別を ⇒ されない
いじめを ⇒ うけない
夢を ⇒ 考えられる
学校に ⇒ 行くことができる
遊びを ⇒ 楽しめる
意見を ⇒ 理由もなしに、じゃまをされない
失敗をした ⇒ また、チャレンジできる

「松本市子どもの権利の日」市民フォーラム(平成28年11月27日開催)から、浜田進士先生の「子どものチカラを支えるために～子どもの参加と居場所づくり～」の講演の一部をご紹介します。

保護者の
皆さんへ

- 子どもの権利条約ができてもっとも変わったことは、子どもにとって一番良いことを「だれ」が決めるのかということ。おとなのよかれが子どもにとって良いこととは限りません。まず子どもに聴いてから、おとなと子どもがいっしょに考えましょう。
- 子どもには困難を乗り越えて生きていく力があります。それを信じておとなは待つことも大切です。子どもの生きていく力を支える3つの条件は、
① 気持ちを聴いてくれる意味ある他者との出会い
② 安心できる(ありのままにいられる)居場所
③ 子どもの権利を支援するシステム(松本市子どもの権利に関する条例) です。
こころの鈴も子どもの生きていく力を支える役割を担えることを願っています。



おしらせ

みなさんの話しを聞く相談員を紹介します



やまぐち もとひろ よろこ ぶとぎの じぶん す
山口 元弘 喜ばれて、喜ぶときの自分が好きです。



はまだ まなみ ねこの“しょうたろう”を抱いている時が
しあわせです。



かま たえこ おみくじで「大吉」が出ました。うれしい新年
です。



つかはら ふみこ しょうがくせい ころ
塚原 文子 小学生の頃のあだ名は「フミゴン」です。
かいじゅうみたいでしょ！

★ クロスワードのこたえ:「ピコタロウ」わかったかな? ★

まつもとしこ けんり そうだんしつ すず
松本市子どもの権利相談室『こころの鈴』
～秘密は守ります～

- 電話で相談 0120-200-195(無料)
- 会って相談 こころの鈴まで来てください。
来られない時は、お電話をください。
- 受付時間 月～木・土曜日 午後1時～6時
金曜日 午後1時～8時
- 場所 松本市大手3-8-13
松本市役所大手事務所2階

「こころの鈴 通信」についてのお問い合わせは 松本市役所 こども部 こども育成課 育成担当まで TEL 0263-34-3291

中高校生版

No. 6

発行元: 松本市子どもの権利相談室
「こころの鈴」
発行日: 平成 29 年 1 月 20 日

こころの鈴 通信

あけましておめでとうございます。
 どんなお正月をすごしましたか。
 家族で楽しいお正月でしたか? お友達に会うのが楽しみで登校できましたか?
 なんとなく、学校が始まるのがいやだなーと気が進まないこともあったかもしれませぬ。
 今年もこころの鈴では、みなさんからのお電話をお待ちしていますよ。嬉しいこと、悲しいこと、辛いこと、どんなことでも心の声を聞かせてください。



そうだ👉 こころの鈴に電話しよう!!

例えば…

告った!! やったー…



💔 フラれた時もどうぞ 💔



学校へいくとおなかが痛い



ひとりぼっち

わたしの気持ち
誰もわかってくれない



むしゃくしゃした時

クロスワードパズル

1		2		3
E	D			B
			4	
			A	
5	6			
	C			
			7	
8				

ヒント

【タテのカギ】

- 土用のうしの日に蒲焼で食べる
- 写し取る機械。職員室やコンビニにある
- 宇宙を英語で言う
- ジブリ映画。平成〇〇合戦ぼんぼこ
- 昨年(2017)の干支。雪の地獄谷で温泉につかる

【ヨコのカギ】

- 動物の体表を覆う硬質の小片状の組織
- 又吉と綾部のお笑いコンビ
- 楽器。クラシックorフォークorエレキ〇〇〇
- 大雪が降ると庭先に作る。白の球体×2

A~Eの5つのキーワードを並べた言葉が正解!
 正解は裏面を見てね



松本市子どもの権利に関する条例で、大切にしている権利ってどんなことですか？

特に大切にしている権利は4つあります。
1番目は、「主体的に成長する権利」です。
それは、子どもの皆さんが、「かけがえのない自分が大切で尊い存在であることを実感でき、主体的に成長していくことができるよう支援されること」です。
自分らしく生きたり、自分を大切に生活していくことが保障されています。

自分の未来について「自分の意思」を大切にすると「主体的に成長する権利」です。
自分の権利と同じように、同級生や友だちにも権利があります。自分らしく生きていくためにも、自分の権利と同じように、相手の権利も大切にしていきましょう。



自分らしく生きるって
どんなことだろう？

例えば・・・

- 自分が好き ⇒ ひとも好き
- 自分の思ったことを ⇒ 言うことができる
- 差別を ⇒ されない
- いじめを ⇒ うけない
- 感情を ⇒ 素直に表現できる
- 将来を ⇒ 考えられる
- 夢を ⇒ 持つことができる
- 教育や授業を ⇒ 受けることができる
- 趣味や遊びを ⇒ 楽しめる
- 意見や行動を ⇒ 理由もなしに邪魔をされない
- 失敗をした ⇒ 再びチャレンジできる

**あなたの「主体的に成長する権利」を
考えてみましょう**

「松本市子どもの権利の日」市民フォーラム(平成28年11月27日開催)から、浜田進士先生の「子どものチカラを支えるために～子どもの参加と居場所づくり～」の講演の一部をご紹介します。

- 子どもの権利条約ができてもっとも変わったことは、子どもにとって一番良いことを「だれ」が決めるのかということ。おとなのよかれが子どもにとって良いこととは限りません。まず子どもに聴いてから、おとなと子どもがいっしょに考えましょう。
- 子どもには困難を乗り越えて生きていく力があります。それを信じておとなは待つことも大切です。子どもの生きていく力を支える3つの条件は、
 - ① 気持ちを聴いてくれる意味ある他者との出会い
 - ② 安心できる(ありのままにいられる)居場所
 - ③ 子どもの権利を支援するシステム(松本市子どもの権利に関する条例) です。
 こころの鈴も子どもの生きていく力を支える役割を担えることを願っています。

保護者の
皆さんへ



おしらせ

皆さんの話を聴いて、一緒に考える相談員です

-  やまぐち もとひろ
山口 元弘 人から「孤立」することなく、「個立」できる人間でありたいです。
-  はまだ まなみ
濱田 まなみ 今年は「大吉」。旭日が昇るような運勢です。結果は来年報告します。
-  かま たえこ
鎌 妙子 好きな言葉は「勇気」です。勇気は自分を強くしてくれます。
-  つかはら ふみこ
塚原 文子 「コンビニ人間」を読みました。色々な生き方があるのよね～。

★ クロスワードの答え:「ピコタロウ」わかったかな? ★

松本市子どもの権利相談室『こころの鈴』

～秘密は守ります～

- 受付時間 月～木・土曜日 午後1時～6時
金曜日 午後1時～8時
- 場所 松本市大手3-8-13
松本市役所大手事務所2階
- 電話で相談 0120-200-195 (無料)
- 会って相談 こころの鈴までお越しいただくか、お電話をください。
- メールで相談 kodomo-s@city.matsumoto.nagano.jp

メールアドレス QRコード ⇒



「こころの鈴 通信」についてのお問い合わせは 松本市役所 こども部 こども育成課 育成担当まで Tel. 0263-34-3291

VI 研修・会議

1 研修について

相談室では相談員のスキルアップのために相談室内で研修を実施したり、他機関の主催する研修に参加をしています。平成 28 年度の研修は 7 回参加しました（表 13）。

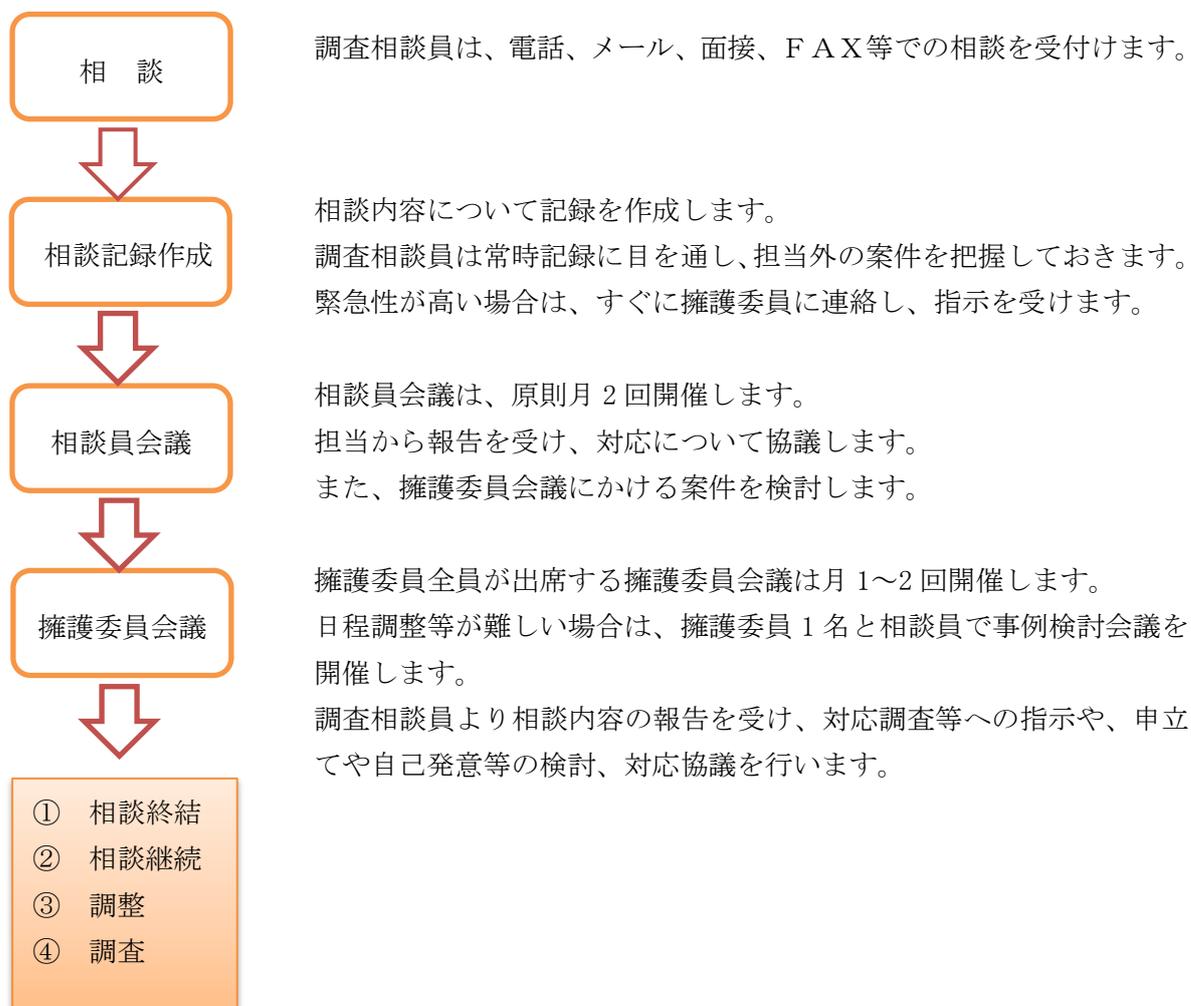
No.	月日	研修会	講師	出席者
1	5月10日	相談室研修① こども福祉課の役割について 相談員の意見交換、事例検討	こども福祉課 藤井課長補佐 他相談員2名	室長 相談員3名
2	6月22日	相談室研修② 「どならない子育てプログラム①」	こども福祉課 鈴木家庭児童 相談員	室長 相談員3名
3	7月5日	相談室研修③ 「どならない子育てプログラム②」	こども福祉課 鈴木家庭児童 相談員	室長 相談員3名
4	9月20日	相談室研修④ 「子どもの権利とは」	北川擁護委員	室長 相談員3名
5	10月7日	全国自治体シンポジウム 子どもの相談・救済に関する関係者会議		擁護委員2名 相談員1名
6	1月20日	県自殺対策関係者研修会 「精神疾患を疑う子どもと出会った時、その対応 ～親への対応と関係機関との連携について」 「思春期・青年期における精神疾患とその徴候」	松本市 SSW 清水恵美子 氏 精神科医 宮坂義男 氏	相談員2名
7	3月15日	県発達障害に関する研修会 「発達障害、それぞれのまなざし」 「自立した社会生活を送れるための支援の在り方」 「2016年度 相談窓口の現状報告」 「特別支援を要する若者のギフト教育について ～長野翔和学園の実践を通して～」	医師 樋端佑樹 氏 県発達障がい教育 相談員 北岡和子 氏 小林美由紀 氏 NPO 法人翔和学園 石川大貴 氏	相談員2名

表 13：研修参加一覧

2 会議について

子どもの権利擁護委員と子どもの権利相談室は、各種会議を開催し、子どもの問題解決に向けた方針や対応策等を協議検討しています。

(1) 会議の流れ



(2) 開催状況

年48回開催しました。相談員会議は22回、擁護委員会議は17回、擁護委員事例検討会議は9回開催となっています(表14)。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談員会議	2	2	2	2	1	3	2	2	2	1	2	1	22
擁護委員会議	2	1	2	1	1	1	1	1	2	1	2	2	17
擁護委員 事例検討会議	0	2	0	2	2	1	1	1	0	0	0	0	9

表14：月別会議開催状況

Ⅶ 子どもの権利相談室 こころの鈴 相談員よりメッセージ

「未来を一緒に考えよう」

室長・調査相談員 塚原 文子

皆さんは子どもの頃のことを覚えていますか。

私は沢山覚えています。保育園の給食が食べられず残したことや、神社の大きな木の中に秘密基地を作ったこと。母がいない時に泣いている私を連れて父が高級レストランに連れて行ってくれたこと。友達と夕方遅くまで遊んでいて、母に怒られたこと。学校から帰ると共稼ぎの両親の代わりに待っていてくれたシロ（雑種犬）のモフモフの毛のこと等々。

今思うと、私の親は、私の意思を大切にしてくれて少し放任主義だったようです。そして、私の気質が前向きで嫌なことをすぐ忘れてしまうことが、今のちょっと多動な自分につながっています。

私が親になっても、自分の子どもたちには、「自分のことは自分で決めること」を大切にしてきました。それは、幼稚園の園長先生から「子どもを盆栽ではなく、大樹に育てる」ということを教えていただいた出会いが影響したかもしれません。

子育てを通じて、親が自分のできなかつたことを子どもに託す姿や、躰と言って子どもの心を踏みにじる姿に、違和感や理不尽さを持ち、「子どもに関わる仕事がしたい」と思ってから15年くらいが経ちます。

今、子どもに関わる仕事に就き、様々な子どもたちと出会い、本当に幸せだなと思います。こども育成課で子どもと一緒にスライムを作っている時も楽しかったけど、今、子どもと「どうしたいの？」という未来志向の質問を大切にしたり、なんとなく子どもが元気になっていくことが本当に楽しくうれしいのです。

昨年も、家の玄関でしゃがんで話した子や、紙の電車を一緒に作った子。トランプの大富豪をやりながら笑った子や、つらい気持ちを泣きながら伝えてくれた子。一緒に同じマンガを読んでボードゲームをした子もいました。

その時々で、その子自身の育ちと、居場所の家庭や学校を大切にしながら、真剣に向き合って、一番は対等に付き合うことを大切にしていました。

これからも、子どもと関わり続けるために、自分が子どもの時にどんなことを考えていたとかをイメージして、子どもと同じ思いを共有して、遊んで話していこうと思っています。それには、自分自身がもっともっと好奇心旺盛で、自由で、様々な規範意識や枠にとらわれないことが大切です。

最後に、今年も沢山の子どもたちと出会えますように。

そして、一緒に未来を考えられますように。



「相談を通して思うこと」

調査相談員 鎌 妙子

私には、セネガルにプラン・インターナショナルを通じて支援している女の子がいます。5才のまだ幼かった彼女は、強いまなざしを向ける14歳の少女に成長しました。子ども達はプランの支援を受けた地域の学校に通っています。送られてくる情報誌には学校に通うこと、学ぶことの楽しさに溢れる笑顔の子ども達があります。

友達と共に学び遊ぶことは、どこの国の子どもにとっても楽しい事でしょう。

しかし、世界には戦禍の中にある子ども達、また発展途上で教育の機会が保障されていない子ども達もいます。

子どもの権利条約の4つの柱の一つ、育つ権利に「子ども達は教育を受ける権利を持っています」とあります。日本においては、義務教育制度が整っており学校で学ぶことは保障されているといっ

ていいでしょう。義務教育は、明治初期よりいくつかの変遷を経て戦後に現在の制度に至った歴史があるようです。

この整った制度の中で、日本の子ども達はどのような学校生活を過ごしているのでしょうか。「いじめ」「不登校」なんだか暗いニュースが浮かんできます。

私達の相談室にも、学校の中から子ども達の悲鳴にも似た訴えや、先生方の苦しい思いが聴こえてきます。それと共に保護者の皆さんの大きな不安も伝わってきます。多くの子ども達が新しいことを学ぶ喜びを感じ、友達との活動に楽しく意欲的に過ごしている一方、「学校に足が向かない…」「友達との争いが怖い…」との不安を抱えた子ども達も少なくありません。そんな訴えに私たちは耳を傾けました。

その中からは、忙しい中で子ども達に十分に寄り添えないことに悩みながら疲れ果てている先生の姿や、不安の中で子どもを支えている保護者の姿も見えてきました。

私達は一つ一つの課題に向き合って子ども達と一緒に考え、子ども達の力を信じ見守りながらやってきました。

子ども達は学校の中での困難さ、友達とのトラブルを自分の力で乗り越えようとしている姿もあります。誰か大人に任せることで解決できるとばかり考えている訳ではありません。しかし、それには大人の助けも必要です。子どもが相談してみようと思える、信頼できるそうだと思う大人が近くにいてほしい、大人たちの在り方が問われているように思います。

大人たちも疲れ切っている社会の歪みは、一番弱い子ども達に大きな影響を及ぼしています。子ども達が安心して友達と遊び学ぶことのできる環境を整えることは社会の責任です。

私は子ども達の声に耳を傾け続けながら、子ども達が担っていく未来が明るく幸せな社会であるよう、果たすべき役割を考えていきたいと思っています。



「信じること、待つこと」

調査相談員 濱田 まなみ

こころの鈴の相談員として一年を過ごしました。子ども、大人さまさまざまな方の相談を聴かせていただきました。「ひたすら聴くこと」子どもでも、大人でも思いをひたすら聴くこと。と自分に言い聞かせていても、ついなにかを言いたくなる自分が出てくる。ダメダメ、相手の心と一つにならずにちやと反省の日々でした。

切ない思いで、電話の向こうで泣いている子、苦しい思いはなかなか言葉にならない。電話の向こうの胸の痛くなる思いを感じて受話器を持っている。涙を流し、どうしてよいか分からない困惑した思いを話し、やがて子ども自らが大丈夫と思える子になったとき、私はご褒美をいただいた気持ちになる。

人は主体的に生きたい動物だと思う。条件反射的存在の犬、猫のようにアメとムチを使って育てられる動物とは違う。子どもを大人の従属物と捉えるのではなく、一人の人として尊重すること。そう接することのできる大人になるということはたやすいことではないと感じている。

子ども自らが悩み、考え、決めて行動する。そして失敗したとしても、親はその気持ちを受け止め、その先の子どもの決断についていく。私自身、頭ではそんな子育てを目指してみても、気が付けば親のよかれが頭をもたげ、ともすれば子どもの人生を支配的に扱いたくなる自分が出てきました。子どもを信ずること、大人が子どもを信じる力をつけること、深めること。そして待つことができること。そんな人に少しでも近づきたいと日々思うのです。ことばで言うのは簡単ですが、大切なわが子、孫、大切な存在であればあるほど、不安、心配が大きくなり、大人のよかれが頭をもたげるように感じます。

相談をとおして、子ども自らが決断し、歩き始めようとする時、私たち大人の子どもを信じる力を支えてくれる気がします。子どもが主体的に生きる力を支える大人になるのは信じて待つことで子ども達が大人に教えてくれるのだと感じた一年でした。



「相談員の活動をとおして」

調査相談員 山口 元弘

私が相談員の活動をとおして強く感じたことは、子どもも大人も「関係の中で育つ」「経験を通じて学ぶ」ということです。関係とは、子どもと子ども、子どもと親、子どもと教員、親と教員等のことであり、そこに発生する「相互作用」の経験を通じて学ぶという意味です。

私が相談に対応した事案には、「関係」の濃淡がありました。深いレベルの対話をしている濃い関係から新たな気づきを得て「思考」が変わり、それによって「行動」が変わった人がいます。相談員が相談者との間で、傾聴・助言を行うことによって急に何かが良い方向に動くことは少なく、相談の過程で何らかの気づきを得た相談者が、自分と誰かとの「関係の質」を変えようと努力されることから、直面されている問題の解決が少しずつ進むのではないかと思います。私は

- ・人は栄養と運動と学びで成長する
- ・学びは内省で深まり、内省は対話で深まる

を、ささやかな持論にしていますが「対話する力」の有無が関係における経験からの学びに大きな影響を与えると考えています。

「対話する力」のベースは「聴く力」です。大人は「子どもを育てる」ことが重要な役割ですが、躰や知識を教えるだけでなく、子どもが友人や親や教員との間の関係から気づき学び人間として成長してゆくためには「良質の対話」が必要であり、そのためには、子どもの考えや気持ちを「真剣に聴いて理解する」ことが非常に大切です。子どもの「対話する力」も、その経験を通じて育つのだと感じています。

私は、相談者が相談室に来室されての面接の場合は、話される内容だけでなく表情等も含めて「相談者が困っておられること・悩んでおられることは何か。その要因は何か。複数の要因は、どのような関係構造になっているのか」を理解するように努めています。

しかしながら、電話を受けて相談に対応する場合は、理解に苦しむことがあります。特に早口で話されると緊張します。そんな時は、少しずつ、ゆっくりと、私が理解したことを伝えながら相談者に私の理解が間違っていないかを確認してゆくようにしています。私の緊張感が徐々に低下し、お互いの波長が合ってくると、不思議と電話でも「深いレベルの対話」を実感することがあります。相談員としての私は、まだまだ未熟ではありますが、相談者と良質の関係が形成できるよう「対話する力」を高める努力をしてゆくつもりです。

松本市子どもの権利に関する条例

松本市子どもの権利に関する条例施行規則

平成 28 年度 子どもの権利擁護委員・調査相談員 名簿

事務局

○松本市子どもの権利に関する条例

平成25年3月15日

条例第5号

前文

わたしたちは、「すべての子どもにやさしいまち」をめざします。

- 1 どの子どもいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子ども愛され、大切に生まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができまち
- 3 どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子どもいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち

子どもの権利は、子どもが成長するために欠くことのできない大切なものです。

日本は、世界の国々と子どもの権利に関して条約を結び、子どもがあらゆる差別を受けることなく、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、安心して生き、思いや願いが尊重されるなど、子どもにとって大切な権利を保障することを約束しています。

子どもは、生まれながらにして、一人の人間として尊重されるかけがえのない存在です。

子どもは、赤ちゃんのときから思いを表現し、生きる力をもっています。

子どもは、障がい、国籍、性別などにかかわらず、また、貧困、病気、不登校などどんな困難な状況にあっても、尊い存在として大切にされます。

子どもは、一人ひとりの違いを「自分らしさ」として認められ、虐待やいじめ、災害などから守られ、いのちを育み健やかに成長していくことができます。また、子どもは、感じたこと、考えたことを自由に表現することができ、自分にかかわるさまざまな場に参加することができます。

子どもは、自分の権利が大切にされるなかで、他の人の権利も考え、自他のいのちを尊び、子どもどうし、子どもとおとなのいい人間関係をつくるようになります。

おとなは、子どもの思いを受け止め、子どもの声に耳を傾け、子どもの成長と向き合います。おとなは、それぞれの役割と責任を自覚しながら、お互いに力を合わせ、子どもの育ちを支援します。そして、おとなも、家庭や学校、地域などで子どもと共に歩むことができるよう支援されます。

松本には、四季折々の豊かで美しい自然と子どもの育ちを支える地域のつながりがあり、ふるさと松本を愛する人たちがいます。そんな松本で、子どもの権利を保障し、すべての子どもにやさしいまちづくりをめざして、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約など」といいます。）の理念をふまえ、ここに松本市子どもの権利に関する条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの健やかな育ちを支援し、子どもの権利を実現していくために、市やおとなの役割を明らかにするとともに、子どもにかかわるすべてのおとなが連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めることを目的とします。

（言葉の意味）

第2条 この条例で「子ども」とは、松本市に住んでいたり、学んでいたり、活動をしたりしている18歳未満の人をいいます。ただし、これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人も含みます。

2 この条例で「育ち学ぶ施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

3 この条例で「保護者」とは、親や児童福祉法に定める里親その他親に代わり子どもを養育する人をいいます。

（市やおとなの役割）

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。

2 保護者は、家庭が子どもの人格形成や健やかな成長の基礎となる大切な場であること、そして子育てに第一に責任を負うことを認識し、年齢や成長に応じた支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。

3 育ち学ぶ施設の設置者、管理者や職員（以下「育ち学ぶ施設関係者」といいます。）は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもが主体的に考え、学び、活動することができるよう支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。

4 市民は、地域が子どもの育つ大切な場であることを認識し、子どもの健やかな成長を支援するよう努め、子どもの権利の保障に努めます。

5 市、保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民、事業者（以下「市など」といいます。）は、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、お互いに連携し、協働して子どもの育ちを

支援します。

- 6 市は、国、県その他の地方公共団体などと協力して子どもに関する施策を実施するとともに、保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民、事業者がその役割を果たせるよう必要な支援に努めます。

第2章 子どもにとって大切な権利と普及

(大切な権利)

第4条 子どもは、子どもの権利条約などに定められている権利が保障されます。市などは、子どもが成長していくため、特に次に掲げる権利を大切にしていきます。

- (1) かけがえのない自分が大切に尊い存在であることを実感でき、主体的に成長していくことができるよう支援されること。
- (2) 平和や安全が確保されるなかで、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けずに安心して生きていくことができること。
- (3) 自分の考えや意見が受け止められ、年齢や成熟に応じて尊重され、自分らしく生きていくことができること。
- (4) 遊びや学びや活動を通して仲間や人間関係づくりができ、また、適切な情報提供などの支援を受けて社会に参加することができること。

- 2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重します。

(子どもの権利の普及と学習への支援)

第5条 市は、子どもの権利について、子どもにもわかりやすくその普及に努めます。

- 2 市は、育ち学ぶ施設や家庭、地域などにおいて、子どもが権利を学び、自分と他人の権利を尊重し合うことができるよう必要な支援に努めます。
- 3 市は、育ち学ぶ施設関係者その他子どもにかかわる仕事や事業をするうえで関係のある人に対して子どもの権利についての理解を深めることができるよう研修の機会の提供などに努めます。
- 4 市は、市民が子どもの権利について学び、理解することができるよう必要な支援に努めます。

(子どもの権利の日)

第6条 市は、子どもの権利について、子どもをはじめ市民の関心を高めるため、松本子どもの権利の日（以下「権利の日」といいます。）を設けます。

- 2 権利の日は、11月20日とします。
- 3 市は、権利の日にあわせて事業を市民と連携し、協働して実施します。

第3章 子どもの生活の場での権利の保障と子ども支援者の支援

(子どもの安全と安心)

第7条 子どもは、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けることなく、いのちが守られ、平和で安全な環境のもとで、安心して生きる権利が尊重されます。

- 2 市などは、子どもの思いを受け止め、相談に応じ、これにこたえ、子どもが安心できる生活環境を守るよう努めます。
- 3 市などは、連携し、協働して差別や虐待、いじめなどの早期発見、適切な救済、回復のための支援に努めます。

(家庭における権利の保障と支援)

第8条 保護者は、家庭において安心して子育てをし、子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

- 2 市は、保護者がその役割を認識し、安心して子育てをすることができるよう必要な支援に努めます。
- 3 育ち学ぶ施設関係者や市民は、保護者が家庭において安心して子育てができるようお互いに連携し、協働して支援するよう努めます。

(育ち学ぶ施設における権利の保障と支援)

第9条 育ち学ぶ施設関係者は、育ち学ぶ施設において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

- 2 市、育ち学ぶ施設の管理者や設置者は、その役割を認識し、施設の職員が適切な子ども支援ができるよう必要な支援に努めます。
- 3 育ち学ぶ施設の設置者や管理者は、保護者や市民に対して育ち学ぶ施設の運営などの情報提供を行い、お互いに連携し、協働して施設を運営するよう努めます。

(地域における権利の保障と支援)

第10条 市民は、地域において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

- 2 市民、事業者、市は、その役割を認識し、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に安心して過ごすことができる地域づくりに努めます。
- 3 市は、市民が子どもの権利を保障するための活動に対して必要な支援に努めます。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(意見表明や参加の促進)

第11条 市は、子どもが育ち学ぶ施設や社会の一員として自分の考えや意見を表明し、参加する機会やしくみを設けるよう努めます。

2 市は、子どもが利用する施設の設置や運営さらには子どもにかかわることがらを検討するときなどは、子どもが考えや意見を自由に表明したり、参加したりすることができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設関係者や市民は、子どもが施設の運営又は地域での活動などについて考えや意見を表明し、参加できるよう機会の提供に努めるとともに、子どもの視点を大切にした主体的な活動を支援します。

4 市などは、子どもの意見表明や参加を促進するため、子どもの考えや意見を尊重するとともに、子どもの主体的な活動を支援するよう努めます。

(情報の提供)

第12条 市や育ち学ぶ施設関係者は、子どもの意見表明や参加の促進を図るため、市の子ども施策や育ち学ぶ施設の取組みなどについて、子どもが理解を深められるよう子どもの視点に立った分かりやすい情報の提供に努めます。

(子どもの居場所)

第13条 市などは、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、活動したり文化にふれたりしていくために必要な居場所づくりの推進に努めます。

(環境の保護)

第14条 市などは、豊かで美しい自然が子どもの育ちを支えるために大切であることを認識し、子どもと共にその環境を守り育てるよう努めます。

2 市などは、災害から子どもを守るために、日頃から防災や減災に努めるとともに、子どもが自分を守る力をつけることができるよう支援します。

第5章 子どもの相談・救済

(相談と救済)

第15条 子どもは、差別や虐待、いじめその他権利侵害を受けたとき、又は受けそうな状況に置かれたとき、その子ども自身が必要としている相談や救済を受けることができます。

2 市は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済について、関係機関等と相互に連携し、協働するとともに、子どもとその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めます。

(子どもの権利擁護委員)

第16条 市は、子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済に取り組み、回復を支援するために、松本市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を置きます。

2 擁護委員の定数は、3人以内とします。

3 擁護委員は、子どもの権利に関し、理解や優れた見識がある人のなかから、市長が委嘱し

ます。

4 擁護委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の擁護委員の任期は、前任者の残りの期間とします。なお、再任を妨げるものではありません。

5 市は、擁護委員の職務を補佐するため、調査相談員を置きます。

(擁護委員の職務)

第17条 擁護委員の職務は、次のとおりとします。

(1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援を行います。

(2) 子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てを受け、又は必要があるときには自らの判断で、子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告・是正要請、意見表明を行います。

(3) 前号の勧告・是正要請や意見表明を受けてとられた措置の報告を求めます。

(公表)

第18条 擁護委員は、必要と認めるときは、勧告・是正要請、意見表明、措置の報告を公表することができます。

2 擁護委員は、毎年その活動状況などを市長に報告するとともに、広く市民にも公表します。

(尊重と連携)

第19条 市の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援します。

2 保護者、育ち学ぶ施設関係者や市民は、擁護委員の活動に協力するよう努めます。

3 擁護委員は、子どもの権利侵害について、子どもの救済や回復のために関係機関や関係者と連携し、協働します。

(勧告などの尊重)

第20条 勧告・是正要請や意見表明を受けたものは、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

第6章 子ども施策の推進と検証

(施策の推進)

第21条 市は、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利を尊重した施策を推進します。

2 市は、施策を推進するために必要な行政体制を整備します。

(推進計画)

第22条 市は、施策を推進するにあたり、子どもの状況を把握し、現状認識を共通にし、市などが連携し、協働できるよう子どもに関する資料をまとめ、検証するとともに、子どもの

権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的に、そして継続的に推進するため、子どもの権利に関する推進計画（以下「推進計画」といいます。）をつくります。

2 市は、推進計画をつくる際には、子どもをはじめ市民や、第23条に定める松本市子どもにやさしいまちづくり委員会の意見を聴きます。

3 市は、推進計画及びその進行状況について、広く市民に公表します。

（子どもにやさしいまちづくり委員会）

第23条 市は、子どもにやさしいまちづくりを総合的に、そして継続的に推進するとともに、この条例による施策の実施状況を検証するため、松本市子どもにやさしいまちづくり委員会（以下「委員会」といいます。）を置きます。

2 委員会の委員は、15人以内とします。

3 委員は、人権、健康、福祉、教育などの子どもの権利にかかわる分野において学識のある者や市民のなかから市長が委嘱します。

4 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残りの期間とします。なお、再任を妨げるものではありません。

（委員会の職務）

第24条 委員会は、市長の諮問を受けて、又は委員会の判断で、次のことについて調査や審議を行います。

（1） 推進計画に関すること。

（2） 子どもに関する施策の実施状況に関すること。

（3） その他子どもにやさしいまちづくりの推進に関すること。

2 委員会は、調査や審議を行うにあたって、必要に応じて子どもをはじめ市民から意見を求めることができます。

（提言やその尊重）

第25条 委員会は、調査や審議の結果を市長その他執行機関に報告し、提言します。

2 市長その他執行機関は、委員会からの報告や提言を尊重し、必要な措置をとります。

第7章 雑則

（委任）

第26条 この条例で定めることがら以外に必要なことがらは、市長が別に定めます。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行します。ただし、第5章の規定は、別に市長が

定めます。

(平成25年規則第28号で平成25年6月24日から施行)

(松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例(昭和26年条例第8号)の一部を次のように改正します。

別表第2 予防接種健康被害調査委員会委員の項の次に次のように加えます。

子どもの権利擁護委員			10,000	
子どもにやさしいまちづくり委員会委員			7,100	5,000

○松本市子どもの権利に関する条例施行規則

平成25年6月23日

規則第29号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、松本市子どもの権利に関する条例（平成25年条例第5号。以下「条例」といいます。）の施行について必要な事項を定めることを目的とします。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例によります。

第3条 条例第2条第1項に規定するこれらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人とは、年齢が18歳又は19歳の人で、育ち学ぶ施設に通学し、通所し、又は入所しているものとします。

第2章 松本市子どもの権利擁護委員

(兼職などの禁止)

第4条 条例第16条第1項に規定する松本市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができません。

2 擁護委員は、市と特別な利害関係にある法人その他の団体の役員と兼ねることができません。

3 擁護委員は、前2項に定めるもののほか、擁護委員の仕事の公平な遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができません。

(守秘義務など)

第5条 擁護委員は、その仕事を行うに当たっては、次のことを守らなければなりません。

(1) 仕事上知ることができた秘密を漏らさないこと。擁護委員の職を離れた後も、同様とします。

(2) 申立人などの人権について十分に気を配ること。

(3) 取り扱う内容に応じ、関係機関などと協力して、その仕事を行うこと。

(相談及び救済の申立て)

第6条 何人も、擁護委員に対して、市内に住所を有し、在勤し、又は在学する子どもの権利の侵害について、文書や口頭により、相談したり、救済の申立てをすることができます。

2 相談や救済の申立ての受付は、擁護委員又は調査相談員が行います。

(救済の申立書など)

第7条 救済の申立て（以下「申立て」といいます。）は、文書による場合は次のことを記載した子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立書（様式第1号）を提出することにより、口頭による場合は次のことを述べることにより行うものとします。

- (1) 申立人の氏名、年齢、住所及び電話番号
- (2) 申立人が子どもである場合は、在学する学校、若しくは入所している施設又は勤務先の名称及び所在地
- (3) 申立ての趣旨
- (4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日
- (5) 権利の侵害の内容
- (6) 他の機関への相談などの状況

2 擁護委員又は調査相談員は、口頭による申立てがあったときは、前項のことを聴き取り、子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める口頭申立記録書（様式第2号）に記録しなければなりません。

（調査）

第8条 擁護委員は、申立てがあった場合は、その申立てについて審議や調査をすることができます。ただし、その申立てが次のいずれかに該当すると認められる場合は、この限りではありません。

- (1) 救済の申立ての内容がいつわりである場合
- (2) 擁護委員又は相談員の身分に関することである場合
- (3) その他審議や調査の実施が不相当と認める場合

2 擁護委員は、権利の侵害を受けた子ども又はその保護者以外の者から申立てがあった場合において、条例第17条第1項第2号の規定により調査するときは、その子ども又は保護者の同意を得て調査しなければなりません。ただし、その子どもが置かれている状況などを考慮し、擁護委員がその必要がないと認めるときは、この限りではありません。

3 擁護委員は、第1項ただし書の規定により調査をしない場合は、理由を付して、申立人に速やかに子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書（様式第3号）により通知しなければなりません。

（調査の中止など）

第9条 擁護委員は、調査を開始した後においても、前条第1項各号のいずれかに該当することとなったときその他調査の必要がないと認めるときは、調査を一時中止したり、打ち切ったりすることができます。

2 擁護委員は、調査を一時中止したり、打ち切ったりしたときは、理由を付して、申立人や

前条第2項の同意を得た者（以下「申立人など」といいます。）に速やかに子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書（様式第4号）により通知しなければなりません。

（市の機関に対する調査など）

第10条 擁護委員は、市の機関に対して調査を開始するときは、あらかじめその機関に市の機関への通知書（様式第5号）により通知しなければなりません。

- 2 擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関に資料の提出や説明を求めることができます。
- 3 擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、子どもの権利の回復にむけての調整（以下「調整」といいます。）をすることができます。
- 4 擁護委員は、調査や調整の結果について、申立人などに速やかに子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書（様式第6号）により通知しなければなりません。

（市の機関以外のものに対する調査など）

第11条 擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに資料の提出や説明について協力を求めることができます。

- 2 擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、調整について市の機関以外のものに対し、協力を求めることができます。
- 3 擁護委員は、調査や調整の結果について、申立人などに速やかに子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書（様式第7号）により通知しなければなりません。

第3章 松本市子どもの権利相談室

（相談室の設置など）

第12条 子どもの権利の擁護に必要な支援を行うため、松本市子どもの権利相談室（以下「相談室」という。）を松本市大手3丁目18番13号に設置します。

（相談室の利用日、利用時間など）

第13条 相談室の利用日及び利用時間は、次の表のとおりとします。

利用日	利用時間
月曜日、火曜日、水曜日及び木曜日	午後1時から午後6時まで
金曜日	午後1時から午後8時まで

- 2 相談室の休室日は、日曜日及び土曜日とします。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、この限りではありません。

(子どもの権利相談員)

第14条 相談室に条例第16条第5項に規定する調査相談員(以下「相談員」といいます。)を置きます。

2 相談員の身分は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とします。

3 相談員は、4人以内とし、市長が任用します。

4 相談員の任期は、1年以内とします。ただし、7回まで更新することができます。

5 前各号に定めるもののほか、第4条と第5条の規定は、相談員にも適用されます。

第4章 松本市子どもにやさしいまちづくり委員会

(会長及び副会長)

第15条 条例第23条第1項に規定する松本市子どもにやさしいまちづくり委員会(以下「委員会」といいます。)に会長と副会長各1人を置き、委員の互選により決めます。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その仕事を行います。

(会議)

第16条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となります。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができません。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決めます。

(委員)

第17条 条例第23条第3項の規定により市民のなかから委嘱される委員は、公募によるものとします。

(庶務)

第18条 委員会の庶務は、こども部こども育成課において処理します。

第5章 雑則

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか必要なことは、市長が別に定めます。

附 則

この規則は、平成25年6月24日から施行します。

様式第1号(第7条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立書

年 月 日

(あて先)松本市子どもの権利擁護委員

(申立人)氏 名
年 齢 歳
住 所
電話番号
学校名等

松本市子どもの権利に関する条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり子どもの権利の侵害にかかわる救済を申し立てます。

1	申立ての原因となる権利の侵害があった日	年 月 日
	申立ての原因となる権利の侵害があった場所	_____
2	救済を必要とする子どもと申立人との関係	
3	救済を必要とする子どもの氏名等	
	氏名 _____	年齢 _____ 歳 学校名等 _____
	住所 _____	電話番号 _____
4	他の機関への相談・申立ての有無	有 ・ 無
5	添付資料の有無	有(枚) ・ 無
6	申立ての趣旨	
7	申立ての理由となった権利の侵害の内容	
8	備考	

様式第2号(第7条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める口頭申立記録書

第 号
年 月 日

(受け付けた者の自署) _____

1 口頭により申立てた者の氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 歳 学校名等 _____ 住所 _____ 電話番号 _____
2 申立ての原因となる権利の侵害があった日 平成 年 月 日 申立ての原因となる権利の侵害があった場所 _____
3 救済を必要とする子どもと申立人との関係
4 救済を必要とする子どもの氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 歳 学校名等 _____ 住所 _____ 電話番号 _____
5 他の機関への相談・申立ての有無 有 ・ 無
6 添付資料の有無 有(枚) ・ 無
7 申立ての趣旨
8 申立ての理由となった権利の侵害の内容
9 備考

様式第3号(第8条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

年 月 日付けで申立てのありました事項について、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第8条第3項の規定により、次のとおり通知します。

通知事項	調査を実施しない旨の通知
調査をしない理由	
備考	

様式第4号(第9条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

年 月 日付けで申立てのありました事項について、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第9条第2項の規定により、次のとおり通知します。

通知事項 調査の一時中止又は打ち切りの通知
調査の一時中止又は打ち切りの理由
備考

様式第5号(第10条関係)

市の機関への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

松本市子どもの権利に関する条例施行規則第10条第1項の規定により、次のとおり通知します。

通知事項	調査を開始する旨の通知
通知内容	
備考	

様式第6号(第10条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

年 月 日付けで申立てのありました事項について、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第10条第4項の規定により、次のとおり通知します。

通知事項	調査や調整の結果に関する通知
調査や調整の結果の内容	
備考	

様式第7号(第11条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

平成 年 月 日付けで申立てのありました事項について、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第11条第3項により、次のとおり通知します。

通知事項	調査や調整の結果に関する通知
調査や調整の結果の内容	
備考	

様式第1号 (第7条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第9条関係)

様式第5号 (第10条関係)

様式第6号 (第10条関係)

様式第7号 (第11条関係)

◆ 平成 28 年度 子どもの権利擁護委員・調査相談員 名簿

職 名	氏 名	期 間	職 業 等
子どもの権利 擁護委員	北川 和彦	平成 25 年 7 月 17 日～	弁護士
	平林 優子	平成 27 年 7 月 17 日～	大学教授
室長 調査相談員	塚原 文子	平成 27 年 4 月 1 日～	
調査相談員	鎌 妙子	平成 27 年 4 月 1 日～	
	上條 順子	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 7 月 31 日	
	濱田 まなみ	平成 28 年 4 月 1 日～	
	山口 元弘	平成 28 年 9 月 1 日～	

◆ 事 務 局

松本市こども部こども育成課育成担当

〒390-8620 松本市丸の内 3 番 7 号 松本市役所東庁舎 2 階

電話：0263-34-3291



松本市子どもの権利擁護委員 「こころの鈴 活動報告書 2016」
平成29年6月 発行

発行：松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

〒390-0874 松本市大手 3-8-13 松本市役所大手事務所 2階

電話：0263-36-2505

FAX：0263-34-3183

メール：kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp

相談用電話：0120-200-195

